

久米島町景観計画

久米島町



< 目 次 >

序章 はじめに	1
1. 計画策定の目的	1
2. 景観計画の位置づけ	2
第Ⅰ章 久米島町の景観特性と課題	3
1. 久米島町の景観特性	3
2. 景観に関する課題	23
第Ⅱ章 景観形成に関する方針	27
1. 景観計画区域の指定	27
2. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針	28
3. 景観形成重点地区	43
第Ⅲ章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	51
1. 景観計画・景観条例の手続きの流れ	51
2. 届出対象行為	52
3. 景観形成基準	55
第Ⅳ章 良好な景観形成に関するその他の方針	65
1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	65
2. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項	65
3. 景観重要公共施設の指定の方針	65
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	66
5. 自然公園法の許可の基準	66
第Ⅴ章 良好な景観の実現へ向けて	67
1. 良好な景観のイメージの共有	67
2. 各主体の役割	67
3. 景観づくりの取組み体制	68
参考資料	69
1. 用語の解説	69
2. 久米島町景観計画検討委員会委員名簿	72

序章 はじめに

1. 計画策定の目的

(1) 計画策定の背景

平成 15 年 7 月、小泉政権のもと、観光立国を実現する戦略の一つとして国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、これまでの政策方針を転換して「美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」ことを宣言しました。この大綱の中で国は、社会資本整備や公共事業の名のもと多くの美しい風景^{*}を失わせたことを反省し、まず自ら襟を正し、その上で官民挙げて魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すと同時に、「景観^{*}に関する基本法制の制定」を具体的施策として明示しました。これらを受けて、平成 16 年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

本町においては、町民及び事業者、行政との協働により、町民の共通の財産である良好な景観を守り・育み、次世代へと受け継いでいくため、景観法第 8 条に基づく景観計画^{*}として、本計画を策定します。

(2) 計画の目的

景観は、そこに築き育まれてきた歴史や文化の諸相を写すものであり、地域で営まれてきた人々の暮らしが形づくるものです。景観形成の意義は、地域の生活の質を高め、地域づくりの目標となること、人々の地域への関心と誇り、愛着を育て、連帯感を醸成するところにあります。

本町は、クメジマボタルやキクザトサワヘビをはじめとする希少動植物が棲息する豊かな自然や、変化にとんだ美しい海岸景観、サトウキビ畑や棚田などの農地の景観、瓦屋根の住宅やフクギの屋敷林が残る伝統的な集落景観など、多様な景観を有しており、これらの景観を守り・育て、島全体で魅力ある景観形成を図る必要があります。

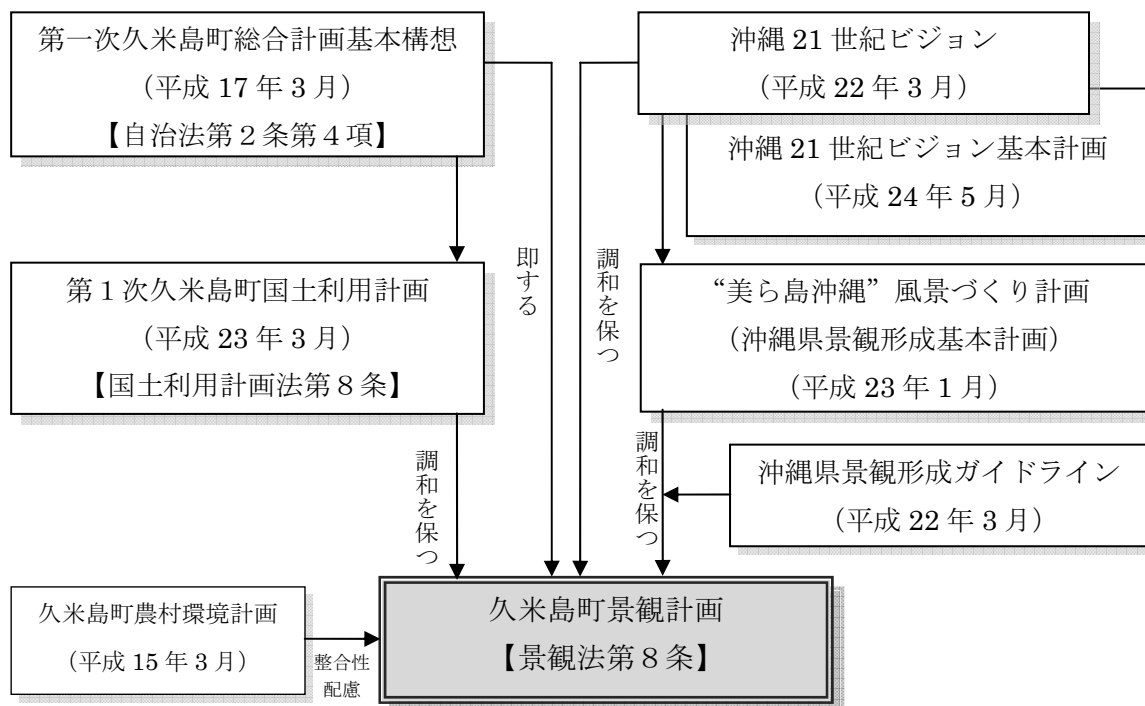
本計画は、これらの景観特性、本町が目指すべき「将来像」及び「景観形成に関する基本方針」等を示し、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを持ち、さらに、「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的とします。

※の付いている用語：p. 69-71 の「用語の解説」において、用語の説明を記述しています。

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、沖縄 21 世紀ビジョンと調和を保ち、さらに、第一次久米島町総合計画※基本構想に即するものとします。

■上位計画との関係



第 I 章 久米島町の景観特性と課題

1. 久米島町の景観特性

■景観要素分類表

景観要素大分類	景観要素小分類	景観要素の内容
大きなスケールから捉える景観	地形的特徴	起伏に富んだ地形、サンゴ礁原で縁取られた地形等
	眺望景観	宇江城城跡、登武那覇園地、オーハ島などへの眺望 <町指定名勝> ・比屋定バンタ ・阿嘉のひげ水 ・トクジム海岸と一帯の安山岩 ・阿嘉黒石 ・上田森
自然景観	山並み・緑の景観	宇江城岳、アール岳、だるま山等の山並み、リュウキュウマツ並木や森（ムイ）等の緑の景観
	海岸の景観	シンリ浜、イーフビーチ、アール浜、畳石の海岸、熱帯魚の家の海岸、ミーフガー付近の海岸、トクジム海岸、島尻の海岸、はての浜、御神崎のリーフ
	河川・ため池の景観	白瀬川、浦地川、カンジンダム等
	農業景観	サトウキビ畑、仲地に残る棚田等
集落・市街地景観	集落景観	真謝、宇根、宇江城、仲地、西銘、儀間、島尻等の集落
	市街地景観	新興通り、中央通り等の市街地、イーフビーチ周辺のリゾートエリア
	歴史・文化的景観	有形民俗文化財、各地域に点在する拝所、祭りなどの文化的景観
交流・シンボル景観	観光施設景観	ホテル、久米島空港、バーデハウス久米島
	道路景観	県道 89 号線、県道 242 号線、久米島～奥武島の海中道路
	港の景観	兼城港、儀間漁港、仲里漁港等
	産業の景観	ユイマール館、海洋深層水研究施設、製糖工場、車エビ養殖場等

(1) 大きなスケールから捉える景観特性

1) 地形的特徴

久米島町の景観を大きなスケールで捉えると次の様な特徴があります。

- ・ 久米島町は四方が海に囲まれ、地形的には北に宇江城岳(309m)と大岳(230m)、南にアーラ岳(287m)を擁し、東側には奥武島とオーハ島が身近に浮かんでいます。また、低地部にはサトウキビ畑が広がり、起伏に富んだ独特な地形的特徴の景観を有しています。
- ・ 北側の海岸線には砂浜は見られず、離水サンゴ礁原で縁取られた独特の地形に波が白く砕ける景観が東から西にかけて連なっています。
- ・ 砂浜は、島の東側と西側に見られる礁縁※(リーフエッジ※)が波を穏やかにし、白砂のビーチを形成しています。
- ・ 南側は北側と同じ傾向が見られ、砂浜は見られず海崖による景観が特徴となっています。

2) 眺望景観

① 宇江城城跡からの眺望

宇江城城跡は、久米島で最も高い宇江城岳(標高309m)の山頂に位置しており、沖縄県で最も高い位置に築かれた城跡とされています。宇江城城跡からは島の大半を望むことができ、良好な眺望点となっています。

遠景※：海、リーフ、はての浜、渡名喜や栗国の島々

中景※：アーラ岳、農地

近景※：農地、ため池



【宇江城城跡からの眺望】

② 登武那覇園地からの眺望

久米島の東部に位置する登武那覇園地は、鮮やかな緑の芝の中に巨大な石が転がる風景が広がっています。そこからは、奥武島やはての浜を望むことができ、住民や観光客が訪れる良好な眺望点となっています。



【登武那覇園地からの眺望】

③オーハ島へのなどへの眺望

奥武島の東側からは、昔のままの自然が残るオーハ島を望むことができます。

④その他町指定名勝

比屋定バンタ、阿嘉のひげ水、トクジム海岸と
一帯の安山岩、阿嘉黒石、上田森の5つが、町指定の名勝となっています。



【奥武島よりオーハ島を望む】



【比屋定バンタからの眺望】

(2) 自然景観

1) 山並み・緑の景観

① 宇江城岳を山頂とする山並み景観

久米島北部には宇江城岳（標高 309m）がそびえ、南西方向に連なって大岳（標高 230m）などの山塊が見られます。宇江城岳は久米島で最も高い山であり、山頂には沖縄県で最も高い位置にある城跡とされる宇江城城跡が築かれています。宇江城城跡からは島の大半を望むことができ、良好な眺望ポイントとなっています。

また、宇江城岳を源流とする溪流、湿地、森林を中心とする地域が、キクザトサワヘビやクメジマボタルなど固有種の宝庫、生物多様性の豊かな島の溪流として、2008年10月、ラムサール条約に登録されています。



【宇江城岳と大岳の山塊】

② アーラ岳を山頂とする山並み景観

久米島南部の島尻地域には、アーラ岳を中心とした山塊があり、山地の西側が海に接し、一部は海食崖となっています。

アーラ岳に限らず、本町の山並みは、春には萌え出る芽の鮮やかな萌黄色、冬には深い緑色など、四季の移ろいにより変化する山並みの景観を楽しむことができます。



【宇江城岳よりアーラ岳を望む】

③ だるま山園地

だるま山園地には遊歩道が整備されており、その沿道には久米島町の花であるクメジマツツジが植栽され、春には色鮮やかな花が沿道を彩る風景を見ることができます。



【だるま山林道】

④緑の景観

山地においては、オキナワスダジイ群落とリュウキュウマツ群落がみられます。また、儀間川の河口にはマングローブ林（メヒルギ群落）がみられ、豊かで特徴のある緑の景観を形成しています。

また、字北原と字大原の字界にあるナガタケ松並木や、字比屋定にある町指定天然記念物のタキンダの松並木等の緑量豊かで風情のある松並木もみられます。久米島に現存している松並木は、防風林という機能を果たしているだけでなく、抱護林[※]としての機能を果たしているといわれる貴重な松並木であり、字宇江城の集落においては、北風を避けるため、抱護林として見事な松並木が集落を囲い、独特な景観を形成しています。



【ナガタケ松並木】



【松並木】

2) 海岸の景観

① シンリ浜

シンリ浜は、リーフに囲まれた特徴的な地形の自然海浜です。久米島西部に位置するため、リーフに沈む美しい夕日を望むことができます。



【シンリ浜】

② イーフビーチ

久米島南東部に位置するイーフビーチは、2kmにも及ぶ白い砂浜のロングビーチです。本町を代表する自然景観のひとつであり、平成8年6月に「日本の渚・百選」（日本の渚・中央委員会）に選定されています。ただし、ビーチ西側に塔屋があり、景観上好ましくない印象を与えています。



【イーフビーチ】

③ アーラ浜

久米島南部に位置する周囲を山で囲まれた静かな自然海岸です。周囲に人工物はほとんどなく、山の緑と白い砂浜によって、良好な景観を形成しています。



【アーラ浜】

④ 畳石の海岸

奥武島の南西側の海岸には、県指定天然記念物に指定されている畳石が広がっています。畳石は、溶岩がゆっくり冷えて岩石になる際に規則的に割れ目ができる柱状節理というものです。五角形や六角形の岩が敷き詰められたような畳石と砂浜の海岸が独特の景観を形成しています。しかし、近年、畳石が砂で覆われ、畳石の面積が少なくなってきました。

また、畳石の海岸からは白い砂浜が美しい久米島のイーフビーチを望むことができます。



【奥武島の畳石】

⑤ 熱帯魚の家の海岸

久米島の北部に位置する熱帯魚の家と呼ばれる海岸は、潮が引くと岩の裂け目に海水が残り、その中には熱帯魚を見ることができます。砂浜の海岸とは違い、ごつごつした岩の海岸が独特の景観を形成しています。



【熱帯魚の家の海岸】

⑥ ミーフガー付近の海岸

久米島の北部に位置するミーフガー付近の海岸は、隆起サンゴ礁の地形により荒々しい岩が見られ、迫力のある海岸景観となっています。



【ミーフガー付近の海岸】

⑦ トクジム海岸

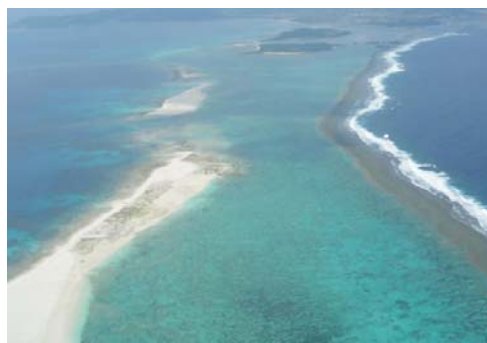
久米島の南東側に位置するトクジム海岸は、大小無数の安山岩が何万年も波に洗われて丸石となって散在しています。「トクジム海岸と一帯の安山岩」が町指定の天然記念物及び町指定名勝に指定されています。

⑧ 島尻の海岸

久米島の南東部の海上には、島尻湾を閉鎖するように連続する干瀬*が伸びており、島尻の海岸はその干瀬により波が静かな海岸となっています。

⑨はての浜

久米島の東側約 5km に位置する砂浜だけの島です。白い砂浜と青い海が美しく、海水浴やマリンスポーツを楽しむために観光客が訪れる本町の観光拠点となっています。



【はての浜】

⑩御神崎のリーフ

久米島北東部の真泊からその東方海上の御神崎まで、約 12km にわたって干瀬が伸びています。



【御神崎のリーフ】

3) 河川・ため池の景観

① 河川

白瀬川は、宇江城岳を源流域とする延長 5.3km、流域面積 7.0km の久米島最長の河川であり、市街地、港へと流れ、潤いのある良好な河川空間を形成しています。その他、浦地川、儀間川、謝名堂川、銭田川などの小川があり、儀間川と謝名堂川が二級河川として指定されています。浦地川はクメジマボタルが生息する河川です。



【クメジマボタルの生息地(白瀬川)】

② ため池

カンジダム周辺は、リュウキュウマツの大木等の豊かな緑に囲まれ、自然の壮さを感じさせます。対岸から突き出た形の森は、浮島があるかのように見え、潤いのある景観を形成しています。また、カンジダムは平成 22 年 3 月 11 月に「ため池百選」(農林水産省) に選定されています。

さらに、カンジダムは、クメジマボタル生息地の整備や河川水質浄化を、棚田の再現により実施しており、新たな景観を形成しています。

その他に、本町の主要な河川の上流にはダム湖やため池が数多く分布しています。



【カンジダム自然公園案内板】



【カンジダム】

4) 農業景観

① 農業景観

本町はサトウキビの生産が盛んであり、本町のいたるところに柔らかい緑色のサトウキビ畑が一面に広がっています。サトウキビ畑からリュウキュウマツの木が頭を出し、農地と周辺が一体となった緑豊かな農地景観を形成しています。これらの農地景観は、地域の重要な景観要素となっています。



【サトウキビ畑(字山城付近)】



【ひまわり畑(字謝名堂)】

② 水田の景観

久米島はかつて稲作が盛んであり、フクギ並木や竹等の生垣が繁り、どの集落にも緑があふれていたといわれています。その面影が残る棚田の景観は、本町の独自の郷愁誘う風景のひとつとなっています。ただし、水田が残るのは仲地集落南側の一部となっていることから、かつての米どころとしての久米島のシマグミの復活と、水田の再生が望まれます。



【字仲地の棚田】



【田植えの様子】

■参考 仲里小学校 校歌

- 1 やまはさみどり はてないいなだ
こがねのほなみ ゆたかによせる
まつかぜきよいまなびやに
つどうわれらはなかしょうの
みんななかよいおともだち

(3) 集落・市街地景観

1) 集落景観

真謝、宇根、宇江城、仲地、西銘、儀間及び島尻等の集落においては、豊かなフクギの屋敷林や石垣、瓦屋根住宅が多く残っており、伝統的な集落の風景を見ることができます。



【真謝の集落】



【真謝集落の屋敷林】



【上江洲の集落】



【具志川の集落】



【儀間の集落】



【儀間集落鳥瞰】

2)市街地景観

新興通りや中央通り等は、各種店舗が立ち並ぶ本町の商業の中心となる地域です。しかし、これらの市街地においては、店舗・住宅の前にプランター等を置くことにより緑のある景観を形成している地域と、緑がほとんど見られない地域があります。今後、緑化の推進等により、地元住民及び観光客にとっても魅力的な商業景観の形成が望まれます。

また、字イーフは、民宿や飲食店が集積しつつあり、イーフビーチを中心に本町の観光エリアとして定着しています。ビーチ通りにはデザイン豊かな洋風の建築物が多く見られ、町内でも特徴的な景観を形成しています。

今後は、字仲泊周辺と字イーフ周辺のそれぞれの商環境を活かした景観形成を図る必要があります。



【緑のある市街地景観(新興通り)】



【緑が見られない市街地景観(中央通り)】



【ビーチ通り】



【ビーチ通り】



【字イーフの市街地景観】

3) 歴史・文化的景観

①有形民俗文化財

本町には、国指定の有形文化財として指定されている「上江洲家」や「具志川城跡」をはじめ、県の指定文化財としての史跡や遺跡も多く残っています。それらの文化的景観資源は、本町を代表する歴史的景観要素となっています。

②各集落に点在する拝所

各集落内やその周辺においては、多くの拝所が存在します。それらの場所は古くから住民にとって重要な場所とされ、歴史や文化を感じさせる重要な景観要素となっています。

③文化的景観

無形文化財では久米島紬保持団体が指定されており、真謝の集落では、染色した久米島紬の糸を干している様子をみることが出来ます。伝統芸能では「沖縄角力」や「ハーリー」「獅子舞」なども行われています。



【上江洲家】



【具志川城跡】



【角力大会が行われる天后宮】



【久米島紬の糸を干している風景】



【角力大会が行われる南謝門】

(4) 交流・シンボル景観

1) 観光施設景観

① ホテル

本町におけるホテルの多くは、海の眺望に優れた場所に立地しており、大規模建築物の少ない本町においては、周辺の景観に与える影響が大きいと考えられます。そのため、周辺の自然景観との調和に配慮した高さ、色彩、意匠・形態とすることが望まれます。



【サイプレスリゾート久米島(字大原)】



【イーフビーチホテル(字イーフ)】



【リゾートホテル久米アイランド(字真我里)】



【ホテルマリンテラス久米島(字イーフ)】

② 久米島空港

久米島の西側に位置する久米島空港は、本町の玄関口として重要な施設であり、建物は波をイメージさせるような外観となっています。

空港の駐車場は緑化されており、潤いのある景観を形成しています。



【久米島空港】

③バーデハウス久米島

バーデハウス久米島は、奥武島の南西部に位置する海洋深層水温浴施設です。施設の目の前には畳岩の海岸が広がり、地域住民や観光客が訪れる観光拠点となっています。



【バーデハウス久米島】

2)道路景観

①県道 89 号線

沖縄県道 89 号久米島空港真泊線は、字北原の久米島空港と宇根真泊の真泊港とを結ぶ主要地方道で、本町の主要幹線道路です。久米島空港付近の県道 89 号線の松並木は、一直線に伸びる道路と緑豊かな松が良好な景観を形成しています。



【県道 89 号線の松並木(字大原)】



【県道 89 号線(字大田)】



【県道 89 号線(字儀間)】



【県道 89 号線のフクギ並木(字比嘉)】



【沿道の花壇】

②県道 242 号線

沖縄県道 242 号宇根仲泊線は宇根と仲泊とを結ぶ一般県道です。宇真謝の県道 242 号線道路の中央には、県指定文化財である真謝のチュラフクギが特徴のある景観を形成しています。



【県道 242 号線のチュラフクギ】



【県道 242 号線(宇根)】



【県道 242 号線より宇江城岳方向を望む(宇阿嘉)】



【県道 242 号線の沿道景観(宇具志川)】

③久米島～奥武島間の海中道路

昭和 58 年に久米島～奥武島間に開設された海中道路であり、道路中央部は架橋となっています。それまでは干潮時は徒歩で、満潮の時は竹馬か漁船を利用していましたが、現在は自動車が自由に往来するようになりました。道路からは、両側に広がる美しい海を望むことができます。



【久米島～奥武島間の海中道路】

3) 港の景観

本町は、兼城港、儀間漁港、仲里漁港等の港があります。兼城港はフェリーターミナルとなっており、那覇泊港発・兼城港着の直通便と、那覇泊港から渡名喜島を經由して兼城港に到着する便が運航しています。兼城港では、港にフェリーが停泊している風景をみることができます。また、儀間漁港、鳥島漁港、仲里漁港真泊地区では、毎年旧暦5月4日に海の安全と豊漁を願いハーリーが行われます。



【兼城港のパノラマ】



【儀間漁港のパノラマ】



【仲里漁港真泊地区】



【仲里漁港真謝地区】

4) 産業の景観

国指定重要無形文化財である久米島紬の資料館及び人材育成施設である「久米島紬の里ユイマール館」では、久米島紬の糸紡ぎや染色、製織りの作業を行う風景を見ることができます。

字真謝では、海洋深層水研究所が設立されたことにより、深層水を活用した飲料水、化粧品などが製造され、車エビ養殖等とともに、産業振興における新しい可能性として期待されています。その他、煙突から煙が上がる製糖工場や泡盛製造工場等が本町らしい産業景観を形成しています。



【真綿作りの様子(久米島紬の里ユイマール館)】



【海洋深層水研究所(字真謝)】



【久米島製糖(字儀間)】

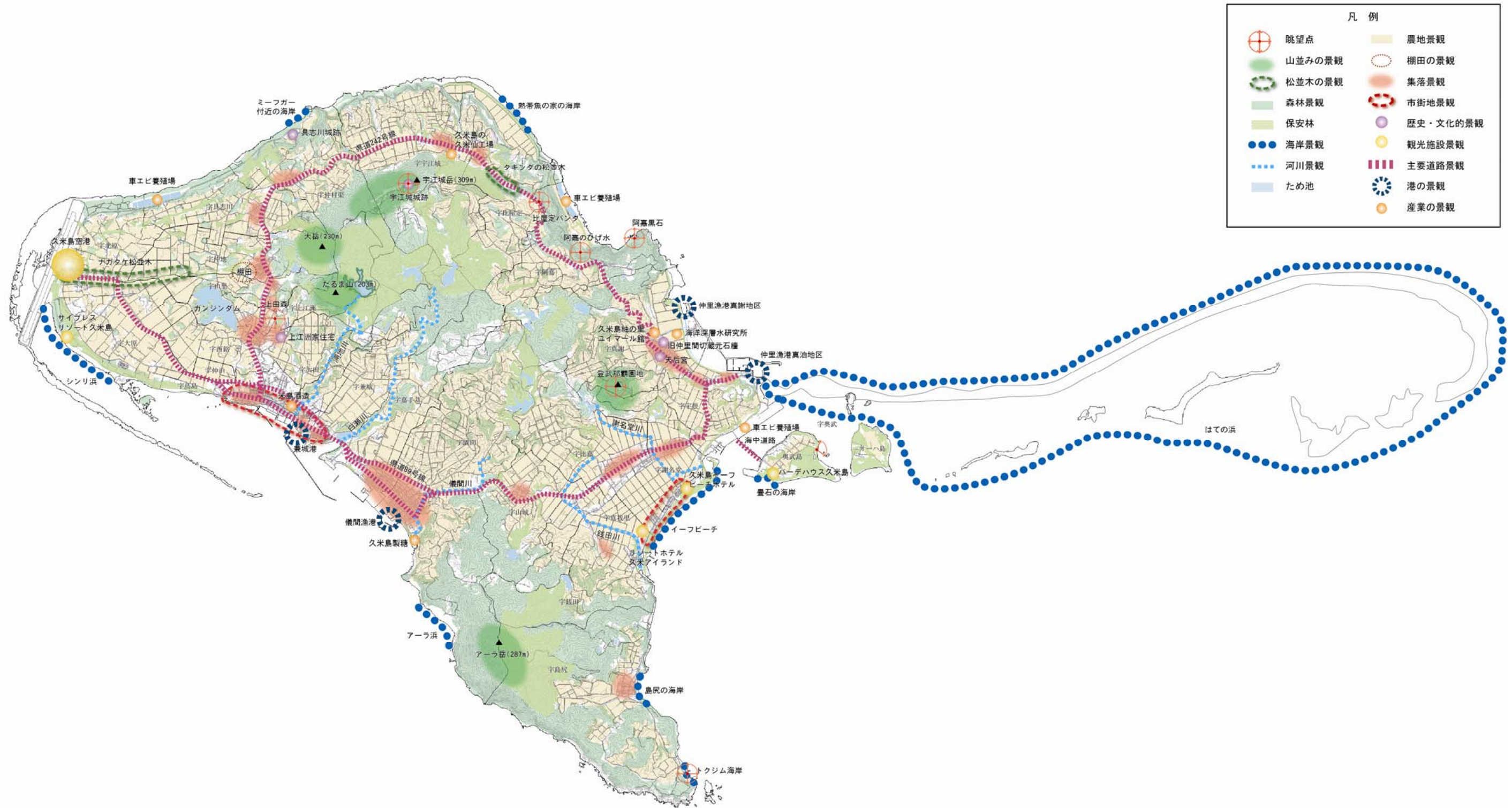


【車エビ養殖場(字宇根)】



【久米島紬の作品(出典:ユイマール館 HP)】

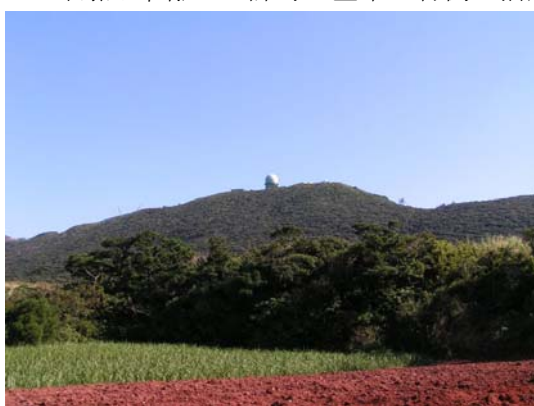
久米島町の景観特性図



2. 景観に関する課題

(1) 良好な自然景観の保全

- ・宇江城岳、アール岳などの山並みの景観の保全。
- ・宇江城城跡や登武那覇園地等の高台より望む良好な眺望の保全。
- ・イーフビーチ、シンリ浜、アール浜等の自然海岸の保全。
- ・海岸部において見られる漂着物の除去。
- ・河川やため池の水辺環境の保全。
- ・松並木やフクギ並木の保全。
- ・自然公園法^{*}の許可の基準の特例の活用¹の検討。



【宇江城岳】



【裸地や携帯電話基地局が見られる(宇江城城跡からの眺望)】



【白い砂浜が美しいイーフビーチ】



【ビーチに建造物がある(イーフビーチ)】



【アール浜の青い海とアール岳の緑が良好な自然景観を形成している】

(2) 良好な集落景観の保全

- ・昔ながらのフクギの屋敷林や、瓦屋根住宅、石垣等が多く残っている集落景観の保全。
- ・チュラフクギ周辺に張りめぐらされている電線や電柱の地中化。
- ・手入れがされず瓦屋根が落ちている空き家の管理と修景。
- ・ブロック塀の屋敷囲いの修景。
- ・塀の代わりにとなっているトタン等の除去と生垣化。



【花と石垣が良好な集落景観を形成している】



【チュラフクギ周辺の電線・電柱が景観上好ましくない】



【真謝集落内のブロック塀が好ましくない】



【手入れのされていない空き家】



【塀の役割をしているトタンが景観上好ましくない】

(3) 農業景観の保全

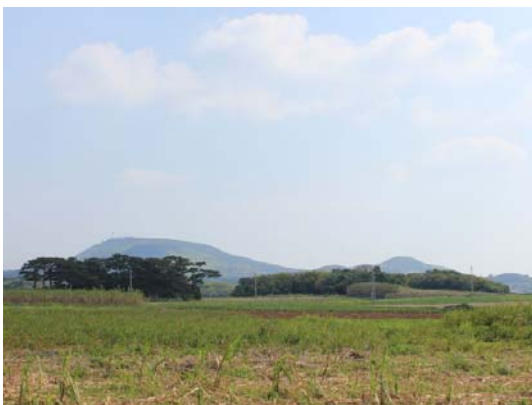
- ・かつて米の生産が盛んであったという面影が残る棚田景観の保全。
- ・緑豊かなサトウキビ畑と農地に残る森（ムイ）が形成する農地景観の保全。
- ・荒廃した農地の修景。
- ・のどかで良好な農地景観を阻害する工作物の抑制。



【字仲地の棚田】



【サトウキビ畑】



【農地に残る森(ムイ)】



【農業景観の中に携帯電話の基地局が見られる】

(4) 中心市街地における景観形成

- ・全体的に緑が少なく、店舗・住宅の前にプランターを置くことにより緑のある景観を形成している地域と、緑がほとんど見られない地域があり、積極的に植栽により潤いのある市街地景観を形成する必要がある。
- ・廃材等の堆積が主要道路沿いに見られ、景観上好ましくないため、植栽等による修景を行う必要がある。
- ・派手な色彩の建築物は、周辺と調和するよう配慮する必要がある。
- ・色彩やデザイン、大きさなどが周囲から突出した建築物の修景。



【緑のある市街地景観】



【植栽スペースのない市街地景観】



【タイヤがむき出しになっており景観上望ましくない】

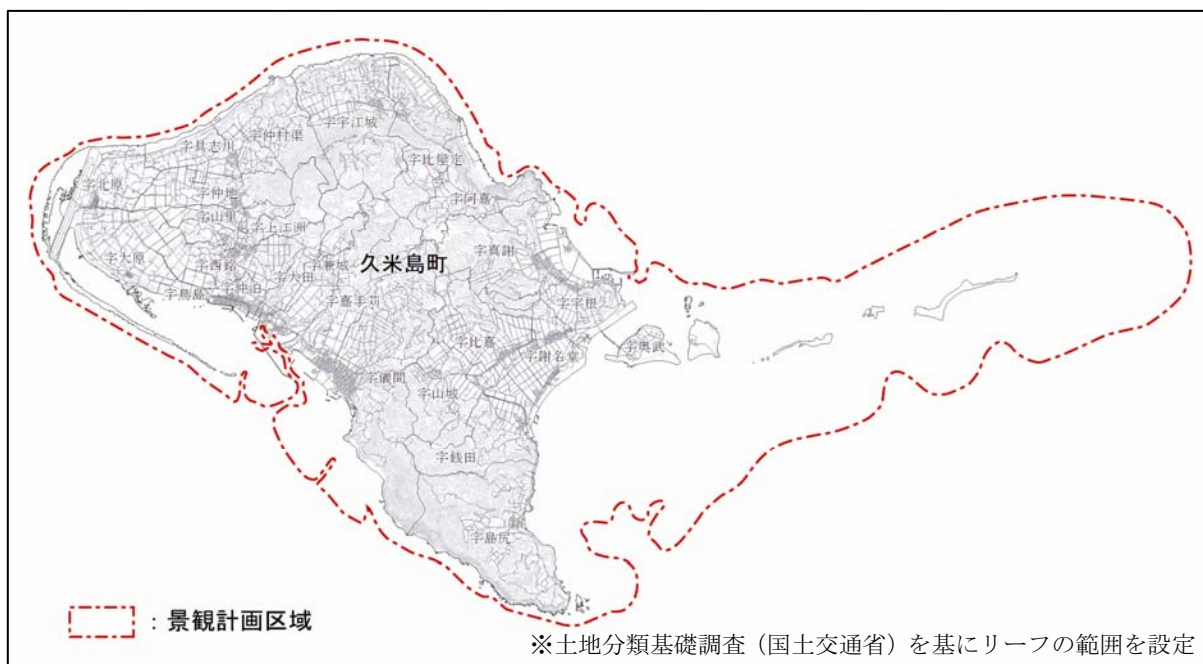


【主要道路沿いに見られる廃材等の堆積】

第Ⅱ章 景観形成に関する方針

1. 景観計画区域の指定

本町においては、各地域にみられる多種多様な景観要素の保全、創出を図るため、景観法に基づく景観計画区域を本町全域とし、リーフも含むものとします。



リーフの定義

土地分類基礎調査（国土交通省）において、「Rf：サンゴ礁原（干瀬）」「Rm：サンゴ礁原（イノー礁池※）」「Rs：礁斜面」に分類されている区域をリーフの範囲として設定している。

2. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

(1) 景観形成の将来像

第一次久米島町総合計画で挙げられている 5 つのしまづくりの目標の中でも次の目標について整合を図り、景観形成の将来像を設定する。

- 『ホテル飛び交う豊麗のしま』を景観づくりで実現するために、施策の展開方針である「島の豊かな自然環境の保全」に向け、クメジマボタルやキクザトサワヘビをはじめとする希少動植物が棲息する水辺環境や、変化にとんだ美しい海岸等の自然景観を保全します。また、本町には宇江城岳、アーラ岳、登武那覇城跡等の島全体を見渡すことが可能な眺望点があり、それらの眺望点からは久米島町のダイナミックな景観を望むことが出来ます。それらの景勝地もまた周辺の自然と併せて保全します。
- 『活力みなぎる創業のしま』の展開方針である「くらしの立つ農業地域づくり」と併せて、サトウキビ畑や、かつて米の生産が盛んであった面影を残す棚田等の良好な農地景観を保全・創出します。また、豊かな自然環境、伝統的集落景観を、島の観光資源として保全・活用し、良好な景観形成を図ります。
- 『安らぎに満ちた健やかなしま』というしまづくりの目標においては、「快適な住環境の創出」へ向け、景観や植栽など落ちついた佇まいの集落内の住環境を保ち、しまの豊かさを醸し出す空間を形成します。
- 『薫り立つ文化をつくるしま』づくりを目指し、瓦屋根の住宅やフクギの屋敷林など伝統的な集落景観の保全や、歴史的・文化的な風景を守り、育て、島全体で魅力ある景観形成を図ります。

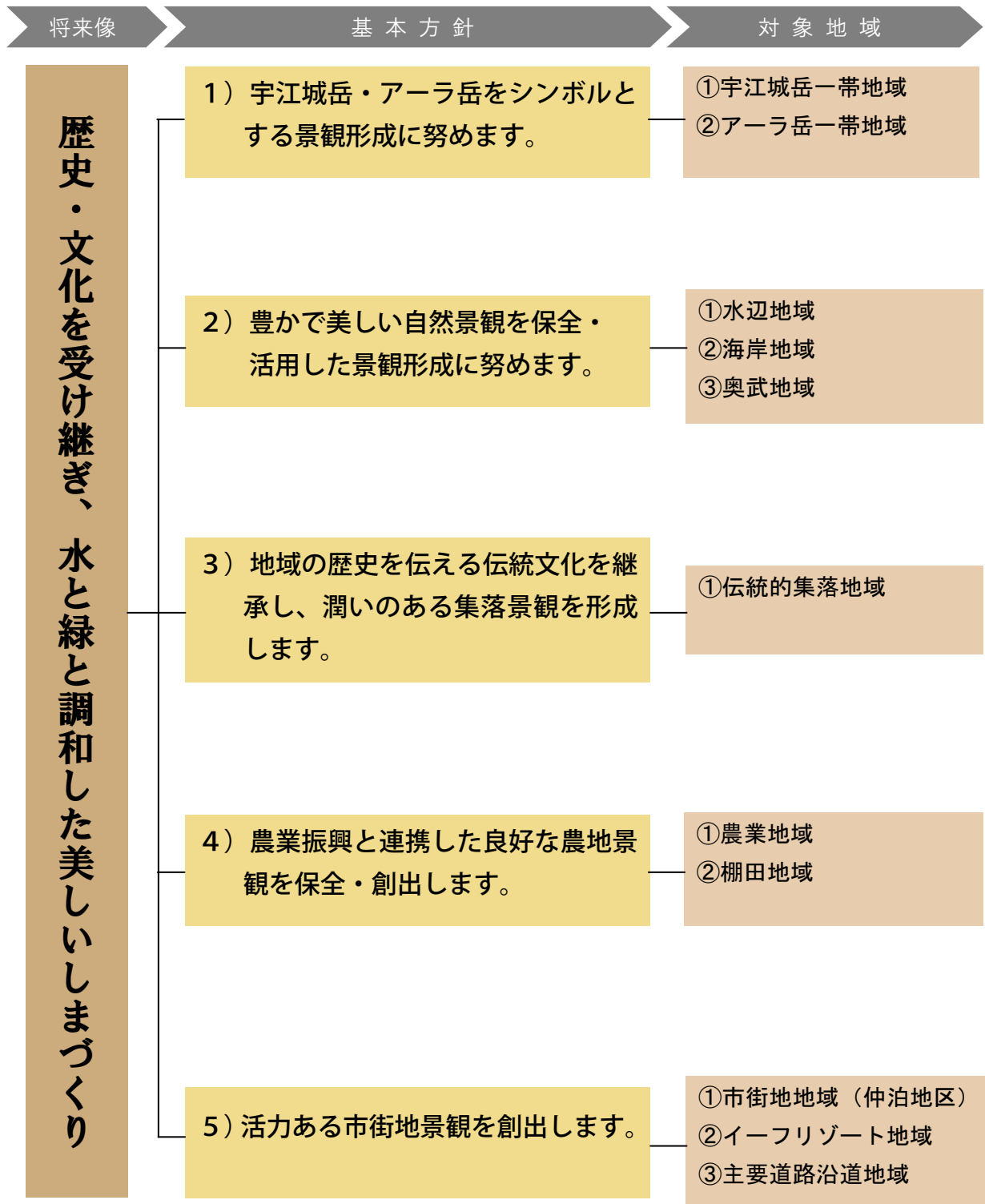
以上を踏まえ、本町の景観形成に関する将来像を以下のように定める。

歴史・文化を受け継ぎ、水と緑と調和した美しいしまづくり

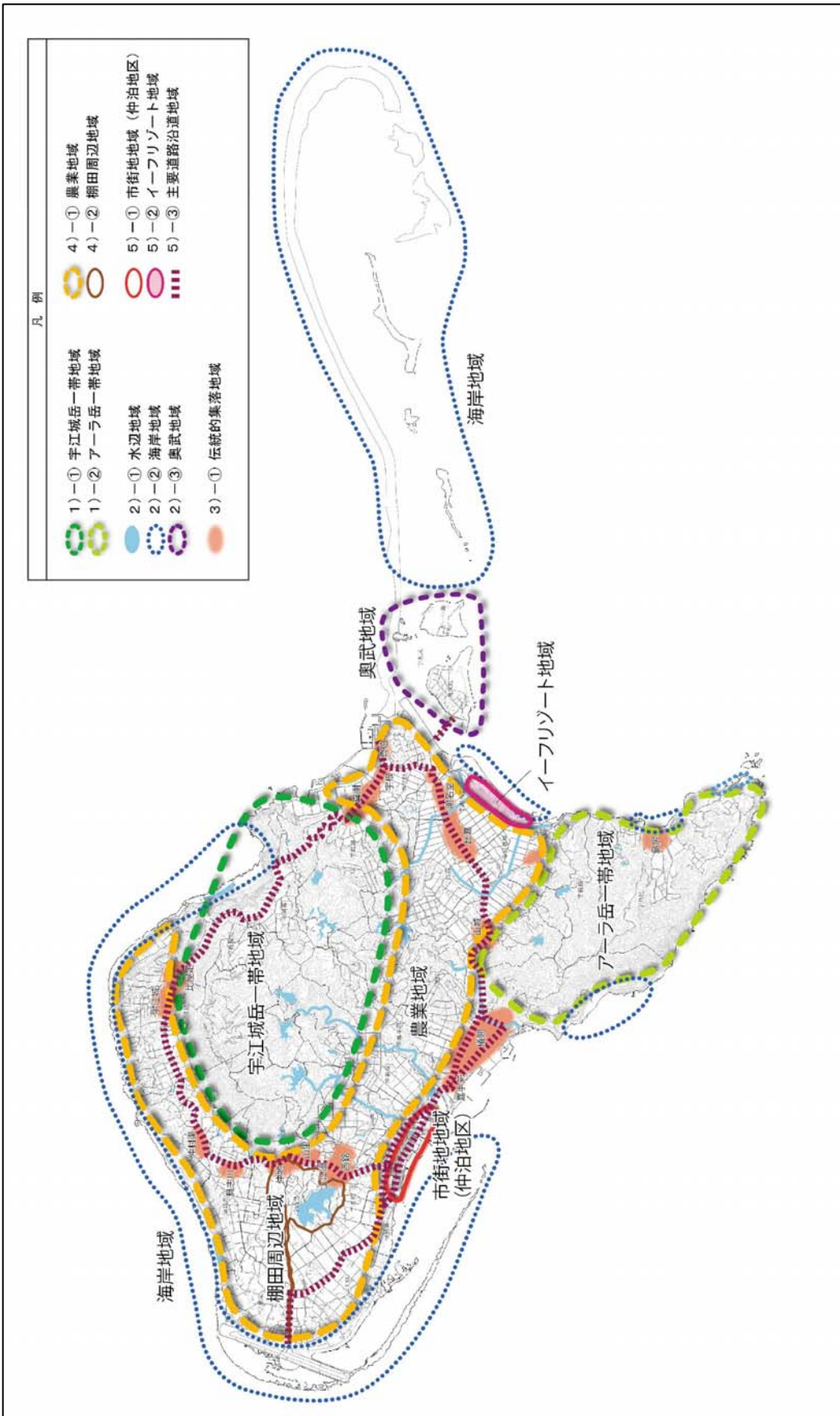


(2) 景観形成の基本方針

地域の個性を活かした良好な景観づくりに向けて、5つの基本方針を柱とし、各地域の景観形成の方針を定めます。



■ 景観形成ゾーニング図



1) 宇江城岳・アール岳をシンボルとする景観形成に努めます。

①宇江城岳一帯地域

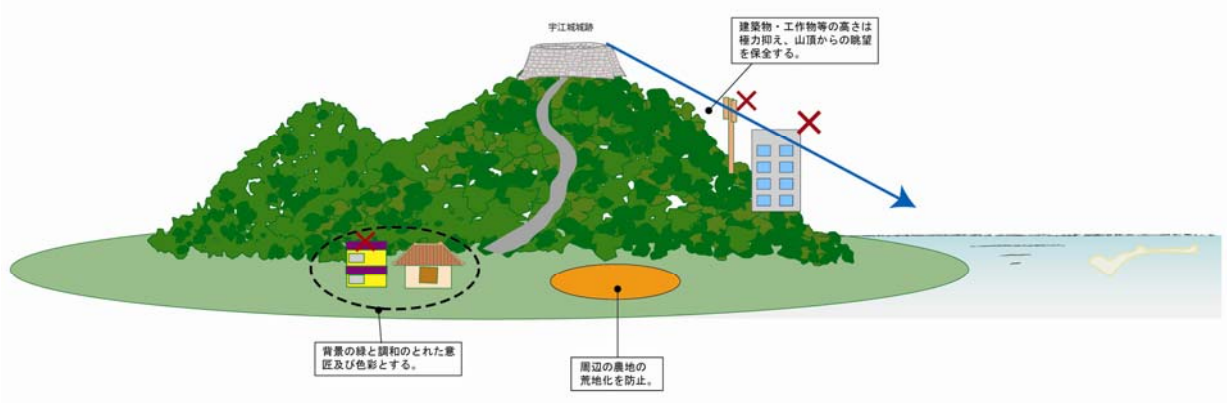
宇江城岳は、久米島で最も高い山（標高 309m）であり、山頂には沖縄県で最も高い位置にある城跡とされている宇江城岳城跡が築かれています。宇江城城跡は、島の大半を望むことが出来る良好な眺望ポイントとなっています。

これらのことを踏まえ、宇江城岳の稜線を保全するために、建築物、工作物の高さは極力抑え、地形的特徴により創出される優れた眺望を保全します。また、建築物、工作物の意匠及び色彩は背景の緑と調和した目立たないものとします。

<配慮すべきこと>

- ・稜線を切らず、山稜の連なる風景を分断しないよう配慮します。
- ・背景の緑との調和に配慮します。
- ・宇江城城跡からの眺望景観を保全します。

■イメージ図



②アール岳一帯地域

アール岳は久米島南部に位置し、その一帯には周囲を山に囲まれた自然海岸のアール浜や、町指定天然記念物の「トクジム海岸と一帯の安山岩」などを有する自然豊かな地域です。

島尻の丘陵地においては、リゾート産業の誘致も検討されていることから、開発が行われる場合には、大規模な切り面が生じないようにするなど、環境保全に十分配慮します。

<配慮すべきこと>

- ・稜線を切らず、山稜の連なる風景を分断しないよう配慮します。
- ・背景の緑との調和に配慮します。
- ・アール岳一帯からの眺望景観を保全します。
- ・開発が行われる場合には、大規模な切り面が生じないように配慮します。
- ・開発の造成時における表土流出防止に努めます。



2) 豊かで美しい自然景観を保全・活用した景観形成に努めます。

①水辺地域

宇江城岳を源流域とする本町で最長の河川である白瀬川や、その他に浦地川、儀間川、謝名堂川、銭田川などの小河川があり、儀間川と謝名堂川が二級河川として指定されています。これらの代表的な河川の上流にはダム湖やため池が数多く分布しており、潤いのある景観を形成しています。

本町の清らかな河川には、久米島だけに生息する水生のホタルであるクメジマボタルが生息しています。クメジマボタルは本町を代表する貴重な生物であり、水辺環境を間接的に知ることができる指標生物の役割を持っています。これらの貴重な生物が棲み続けられる水辺環境と潤いのある水辺の景観の保全を図ります。また、水辺でクメジマボタルの群れが美しく乱舞する夜の景観を保全します。

<配慮すべきこと>

- ・ 河川の潤いを活かし、親水性のある河川空間の保全・形成に配慮します。
- ・ クメジマボタルやキクザトサワヘビなどの貴重な生物が生息している水辺空間を保全します。
- ・ 水辺周辺のリュウキュウマツや森（ムイ）等の緑を保全します。また、水辺周辺の緑は潤いある水辺の景観を引き立てるよう維持管理に努めます。



クメジマボタル、キクザトサワヘビ写真出典：久米島町の文化財（平成15年度 久米島町教育委員会）

②海岸地域

本町の沿岸部においては、良好な自然海岸が島を取り囲み、海岸の形態は砂浜や隆起サンゴ礁の地形による荒々しい海岸など、表情豊かで変化に富んだ海岸の景観を有しています。御神崎まで約12kmにわたって伸びる干瀬や砂浜だけの島であるはての浜などは、他の地域では見られない特徴的な景観となっており、これらは自然のままの地形を保全することが重要です。

また、イーブビーチやシンリ浜などの観光客や地元住民から親しまれているビーチでは、リゾート地域として、自然と調和した景観形成を目指します。

したがって、海岸地域においては、良好な自然環境の保全に努め、建築物等はできるだけ海岸付近には建てないよう高さ、配置、色彩に配慮するよう努めます。

<配慮すべきこと>

- ・表情の変化する美しい自然海岸は積極的に保全を図ります。
- ・海域に広がる干瀬・イノーを保全します。
- ・海や海岸への見晴らしを保全するため、建築物等はできるだけ海岸付近には建てないよう高さ及び配置に配慮します。
- ・防風防潮林の保全育成に努めます。
- ・定期的に漂着ゴミの除去に努め、美しい海岸線の保全を促進します。



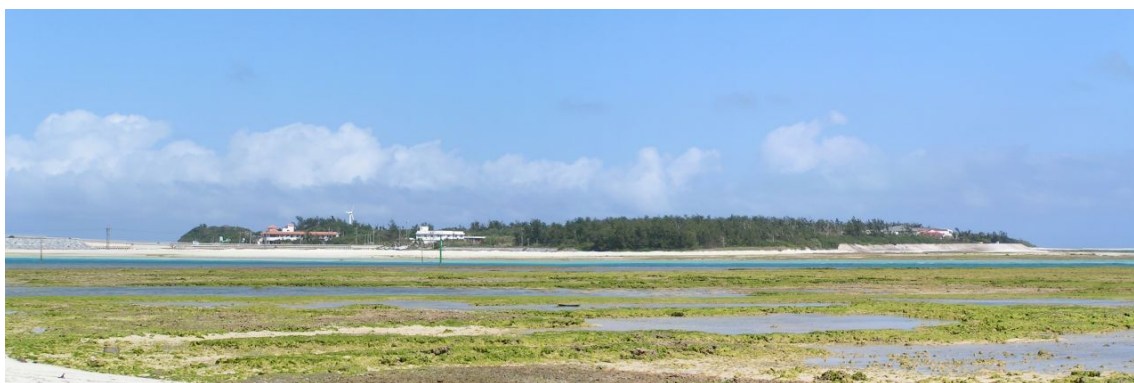
③奥武地域

海洋深層水を活用した温浴施設として「バーデハウス久米島」の開所により、健康に関心のある様々な年齢層の町民及び観光客が訪れています。また、奥武島の南側の海岸には県指定天然記念物の畳石が広がっており、五角形や六角形の岩が敷き詰められたような畳石と海岸が独特の景観を形成しています。

当該地域においては、美しい自然海岸を保全し、自然環境と調和した景観形成を図ります。また、小規模な島しょ景観と調和した農地の保全に努めます。

<配慮すべきこと>

- ・ 建築物は周囲と調和した高さや規模とし、海への眺望を阻害しないよう配慮します。
- ・ 特徴的な地形である畳石と自然海岸の保全に努めます。
- ・ 小規模な島しょ景観と調和した農地の保全に努めます。



3) 地域の歴史を伝える伝統文化を継承し、潤いのある集落景観を形成します。

①伝統的集落地域

本町には、フクギの屋敷林や瓦屋根住宅が残っており、真謝の集落では各家庭で染色した久米島紬の糸を干す風景など、伝統的な集落景観を見ることができます。これらの集落景観は、古くから受け継がれてきた景観であり、今後も受け継いでいくべきものです。しかし、近年、人口減少と高齢化の進行により、フクギ並木の減少や手入れがされず瓦屋根が落ちている空き家等も見受けられ、伝統的な集落景観の保全ための対策が必要です。

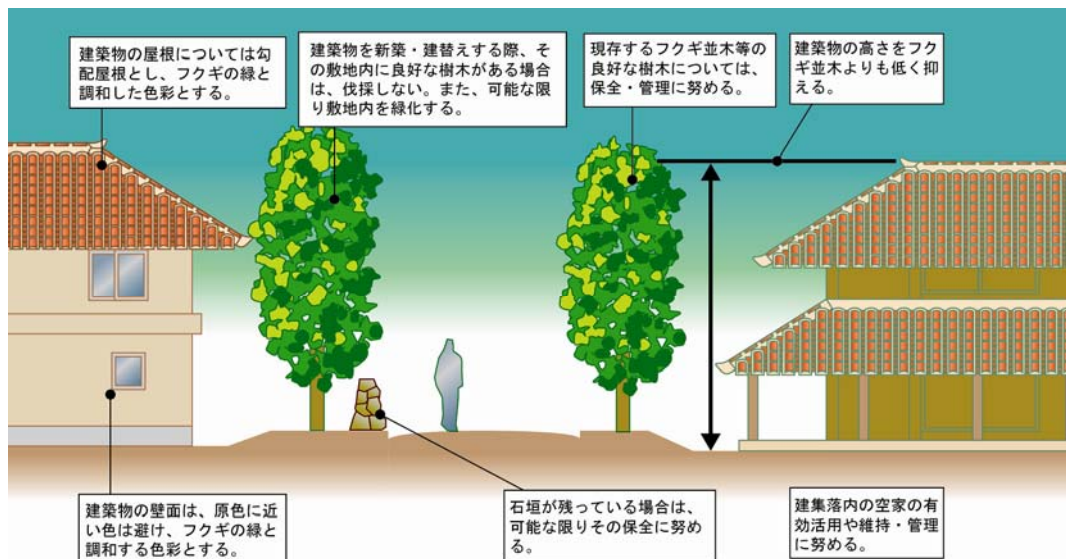
これらのことを踏まえ、本地域においては、フクギ並木や生垣、瓦屋根住宅等を重要な景観要素として保全していくとともに、新たな建築物や工作物を建設する場合においては、周辺の土地利用状況や建築の形態意匠、屋敷林等の配置を考慮し、集落の一部として調和するよう配慮します。

また、各集落に受け継がれてきた伝統行事や祭祀行事等の文化的景観を保全し、それらがとり行われる空間は、その周辺も含めて保全します。

<配慮すべきこと>

- ・瓦屋根住宅のある伝統的集落景観の保全・修景に努めます。
- ・フクギの保全・修景に関する基本方針を検討し、地域住民の協力のもと、適切な集落景観形成を図ります。
- ・生垣を中心とした垣・柵の高さや構造等のあり方について方針を定めます。
- ・地域に残る御嶽や拝所など、集落における歴史・文化的景観資源を保全します。
- ・歴史的建造物や祭事がとり行われる空間の保全を図ります。
- ・現在も伝承される神事にまつわる森（ムイ）や道を保全します。
- ・久米島紬の糸を干す風景等の歴史と文化を感じさせる景観を保全します。
- ・角力大会やハーリーなどの祭りの景観を保全します。
- ・基盤の目状に形成されている集落構造、その集落内に存在する独特の辻等が織りなす景観の保全・修景を図ります。

■イメージ図



4) 農業振興と連携した良好な農地景観を保全・創出します。

①農業地域

農地は、町土の31.6%を占めており、本町の景観形成に与える影響は大きいと考えられます。農業は本町の基幹産業ですが、近年、産業全体に占める割合が大きく低下しており、耕作放棄地の増加等により好ましくない景観も見られます。

したがって、農業振興と連携し、農地の有効利用を図ることで、農地と周辺の緑が一体となった緑豊かな農地景観の保全・創出に努めます。

また、本町では、国の赤土流出対策事業を導入し、赤土流出対策に努めています。傾斜畑等における赤土流出対策板の設置や農家への啓蒙活動により、ある程度の改善は見られますが、農地によっては赤土等の流出対策が不十分であり、大雨により赤土流出が発生し、海に流れる状況も見られます。豊かで美しい海の景観を守るためにも、今後も赤土流出対策に努め、緑豊かな景観形成を図ります。

<配慮すべきこと>

- ・久米島らしい広がりのある「農」のある景観の保全に努めます。
- ・地域の地形を活かした田園景観の保全・創出を図ります。
- ・サトウキビ畑と拝所のある森（ムイ）の調和を図ります。
- ・農地の有効利用、耕作放棄地の解消に努めます。
- ・赤土流出対策に努めます。



② 棚田周辺地域

久米島は、かつては恵まれた地形を活かし、米の生産が盛んに行われていましたが、国の減反政策が行われた影響もあり、米の生産はほとんど行われなくなってきました。字仲地に残る棚田の景観は、かつて稲作が盛んであったことを感じさせる本町独自の郷愁誘う風景のひとつとなっています。このことを踏まえ、字仲地に残る棚田を保全し、周辺の集落は棚田の景観と調和するよう落ち着いた景観の形成に努めます。

カンジンダムでは、クメジマボタル生息地の整備や河川水質浄化を、棚田の再現により実施しており、環境共生空間づくりが新たな久米島らしい景観を形成しつつあります。そのため、周辺のリュウキュウマツの大木等を保全し、緑豊かな潤いある景観を保全・創出します。

<配慮すべきこと>

- ・ 棚田の景観を保全・創出します。
- ・ 周辺のリュウキュウマツの森等を保全し、緑豊かな潤いある景観を保全・創出します。
- ・ 集落においては、周辺の農地の景観と調和するよう、建物の色彩や素材に配慮します。
- ・ 集落から望む農地の景観を保全します。
- ・ 生物と一体となった水辺環境を保全し、生物の多様性の確保を図ります。



5) 活力ある市街地景観を創出します。

①市街地地域（仲泊地区）

中央通り及び新興通り周辺は、人口密度が高く、商店街や各種店舗が集積し、本町で唯一市街地的な景観が形成されている地区です。中央通り及び新興通り沿道の店舗・住宅の前面をプランターの設置等により緑化し、潤いある市街地景観の形成を目指します。また、色彩やデザイン、規模が周囲から突出している建築物の修景を図ります。

兼城港においては、本町の海の玄関口として中央通り、新興通りの市街地の一体となった潤いと活力のある景観形成に努めます。

<配慮すべきこと>

- ・沿道に花木を植栽することにより、潤いある市街地景観の形成に努めます。
- ・建築物の色彩やデザイン、規模は周囲と調和するよう配慮します。
- ・店舗の壁面、看板、サインの定期的な修復、空き店舗、未利用地の修景を推進します。
- ・港湾施設及びその周辺においては、交流施設として建築物等の形態意匠に配慮します。



②イーフリゾート地域

イーフリゾート地域は、イーフビーチを中心にリゾートホテルや民宿、飲食店等が集積している地域です。当該地域においては、本町を代表する観光エリアとしての気品ある景観形成を図ります。イーフビーチ周辺を歩いて回る観光客も多いため、沿道には、ハイビスカス等の南国らしさを感じさせる植物を植栽し、リゾート空間を創出します。

また、建築物は周囲と調和した高さや規模とし、道路と一体となった空間形成に努めます。

<配慮すべきこと>

- ・ 建築物は周囲と調和した高さや規模とし、道路と一体となった空間形成に努めます。
- ・ 建築物の壁面の色彩は、淡い色を使用し、イーフビーチの白い砂浜と調和するよう配慮します。
- ・ ハイビスカス等の南国らしさを感じさせる植物を植栽し、リゾート空間を演出します。
- ・ 建築物の高さは、海への眺望を阻害しないよう配慮します。



③主要道路沿道地域

主要道路の道路空間においては、緑量豊かで風情のある松並木が独特の景観を形成しています。これらの松並木を保全するとともに、本町のイメージに適した花や緑を植栽し、島を訪れる観光客や地元住民が楽しめるような道路空間として景観形成を図ります。さらに、本町のイメージに適した街路灯やガードレール等のデザインを検討し、周辺環境と調和した建築物や屋外広告物※により、気品ある景観形成を目指します。

県指定の天然記念物である真謝のチュラフクギ周辺など、重要な地域においては、無電柱化の促進を図ります。

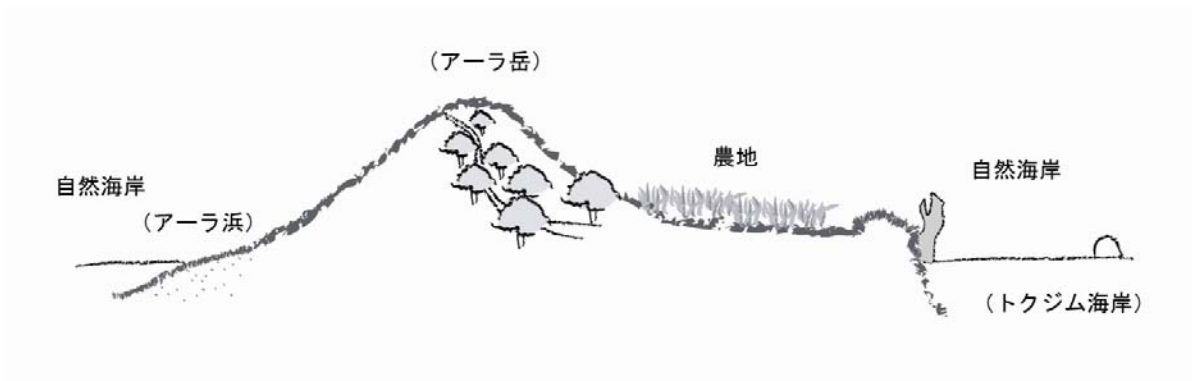
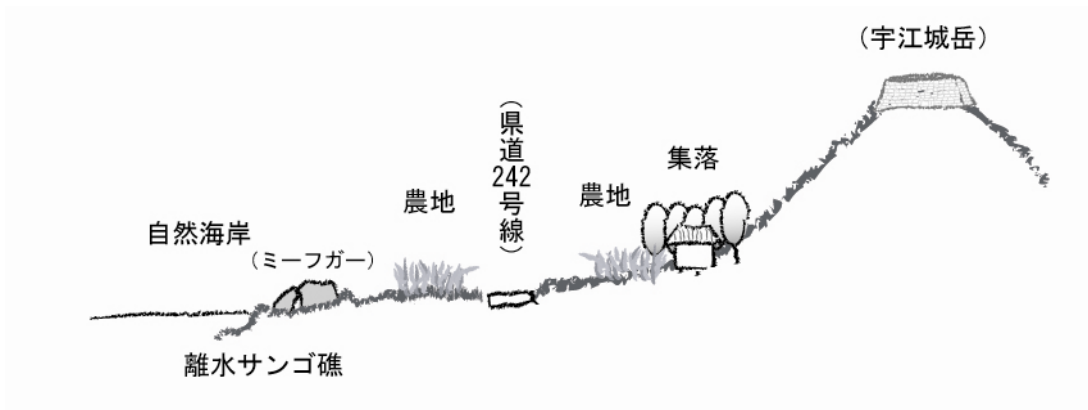
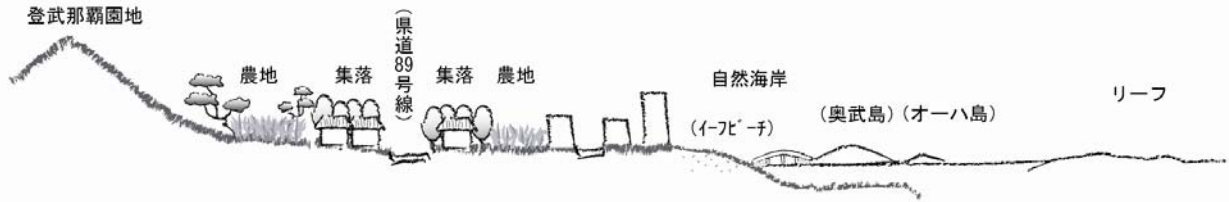
また、久米島一奥武島間の海中道路からは、両側に広がる美しい海を望むことができます。このように見通しの良い道路からの眺望の確保に努めます。

<配慮すべきこと>

- ・本町を特徴づける松並木やフクギ並木の保全・育成に努めます。
- ・主要道路における街路樹については、周辺環境との調和について十分に検討し、植栽後はその維持管理を徹底します。
- ・本町のイメージに適した花や緑を植栽し、賑わいを感じさせる空間を形成するよう努めます。
- ・沿道植栽の維持管理については、地域住民の協力を得ながら景観形成を進めます。
- ・本町のイメージに適した街路灯やガードレール等のデザインを検討します。
- ・沿道の屋外広告物は、その規模や色彩において周辺環境に配慮します。
- ・廃材等の堆積が見られる土地は、沿道から堆積物が見えないようにするなど、修景に努めます。



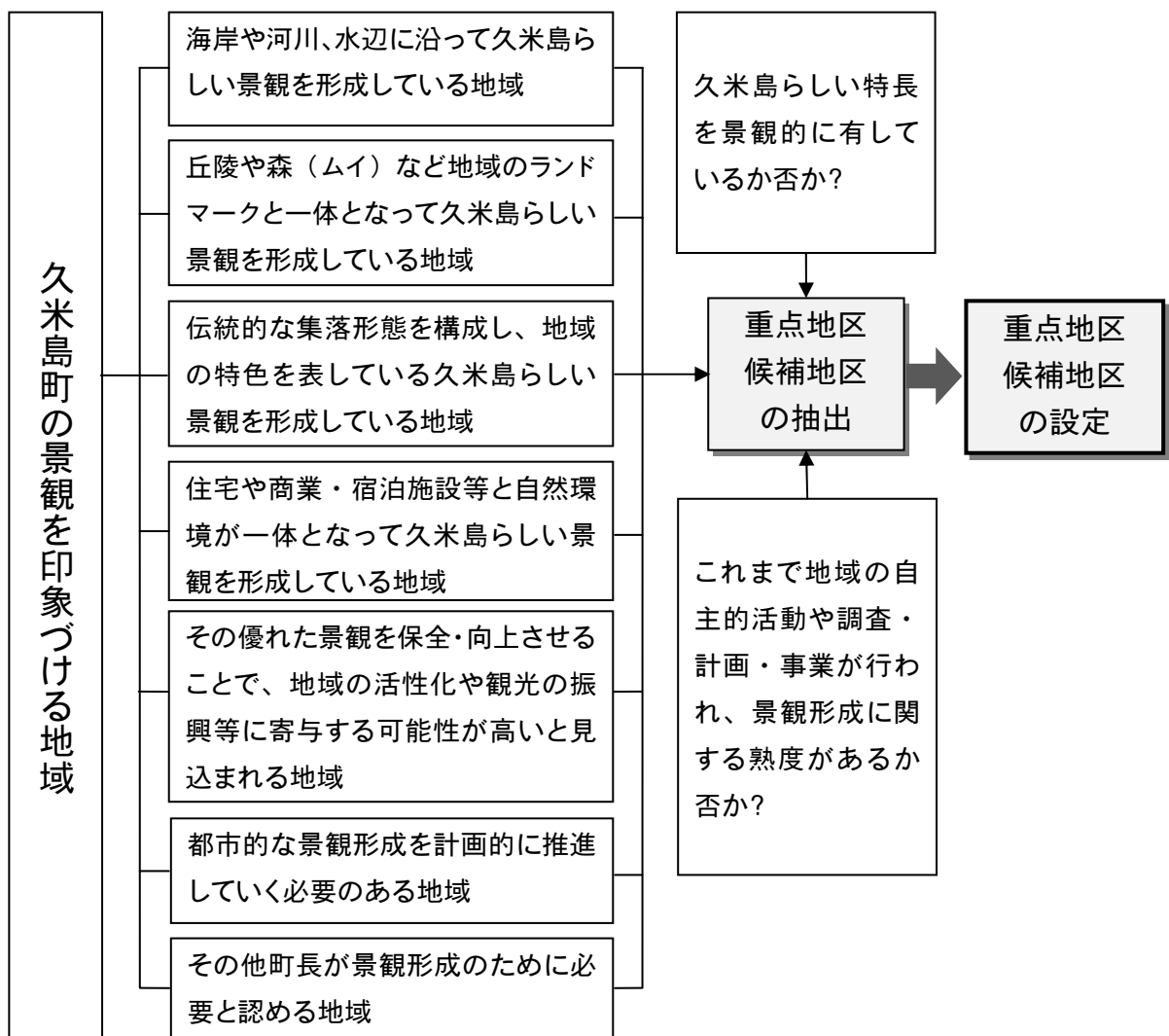
■ 景観領域イメージ



3. 景観形成重点地区

景観計画の施行後、景観づくりに関して一定の成果が現われるには、行政と町民及び事業者が一体となって継続的な取り組みが実施され、永い年月がかかるものと考えられます。景観行政を実施する上では、重点的に取り組むエリアを設定することが効果的であると考えられます。また、景観形成に関し具体的な取り組みを推進しながら地域住民の理解と協力、意識の醸成が図られたと判断できた場合は、準景観地区*の指定など、次のステップへの移行を検討します。

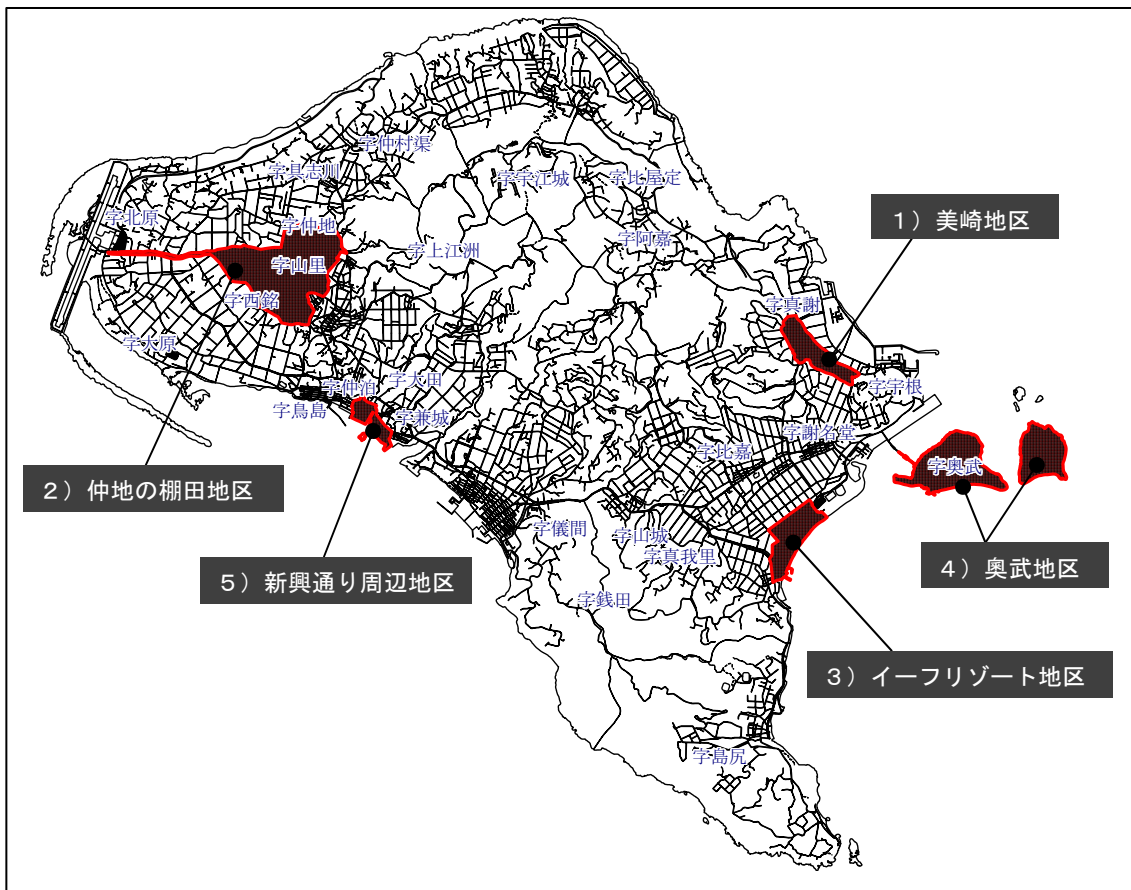
【重点地区の選定・抽出フロー】



(1) 景観形成重点地区の景観形成方針

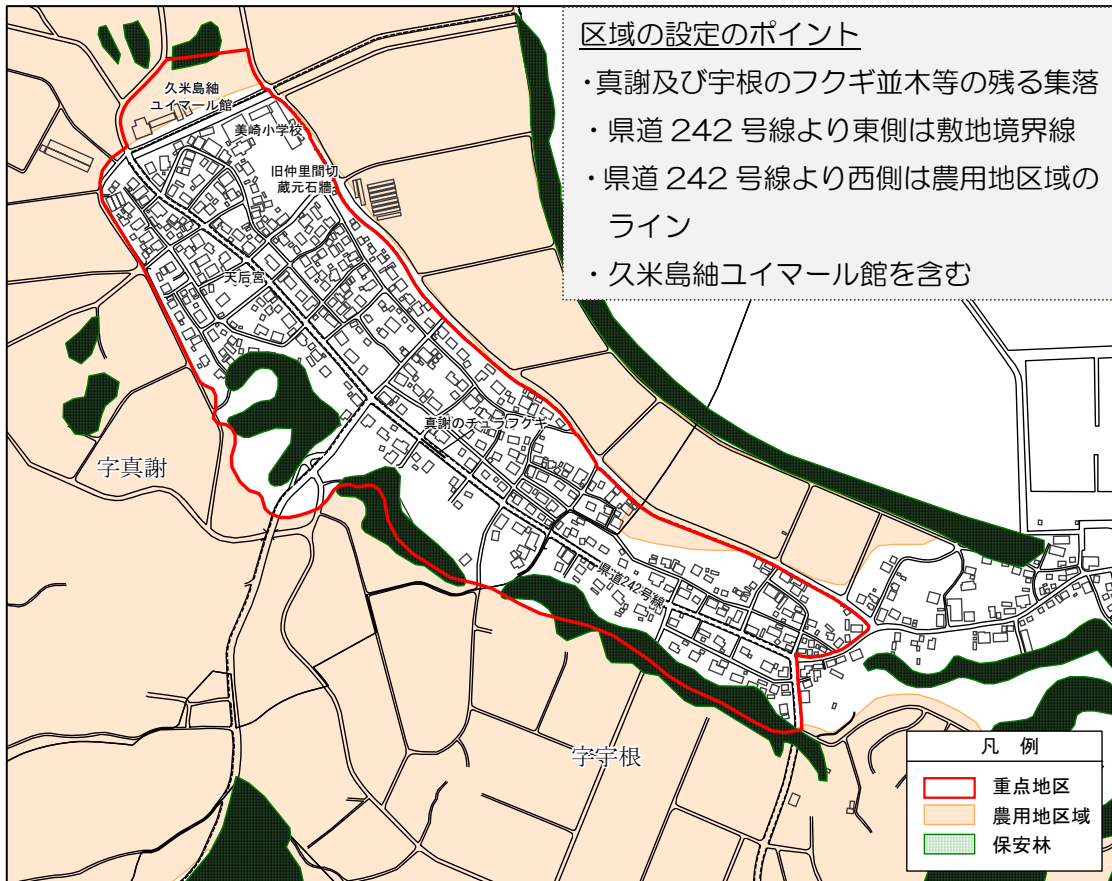
重点地区の選定・抽出フローに基づき、抽出される重点地区を下記に挙げ、重点地区として位置づけます。これらの地区は、久米島町らしい良好な景観の形成や保全に向けて、より重点的に取り組むべき地区であると考えられ、地区の景観特性に合わせてそれぞれ、景観形成基準を制定する必要があります。また、下記以外の地区は一般地区とします。

- 1) 美崎地区
- 2) 仲地の棚田地区
- 3) イーフリゾート地区
- 4) 奥武地区
- 5) 新興通り周辺地区



1) 美崎地区

美崎地区は、フクギの屋敷林や瓦屋根住宅が多く残っており、各家庭で染色した久米島紬の糸を干す風景など、伝統的な集落景観がまとまりを持って形成されている地区です。これらの集落景観は、古くから受け継がれてきた景観であり、今後も受け継いでいくべき貴重な景観です。当該地区においては、本町の伝統的集落景観を代表する地区として、重点的に景観形成を図ります。



- ①豊かなフクギの屋敷林や生垣の保全・修景に努めます。
- ②フクギや生垣の剪定などに関する方針を定めます。
- ③瓦屋根のある伝統的集落景観の保全・修景に努めます。
- ④地域に残る御嶽や拝所など、集落における歴史・文化的景観資源を保全します。
- ⑤歴史的建造物や祭事がとり行われる空間の保全を図ります。
- ⑥久米島紬の糸を干す風景等の歴史と文化を感じさせる景観を保全します。
- ⑦地域に伝統的に伝わる祭りの景観を保全します。

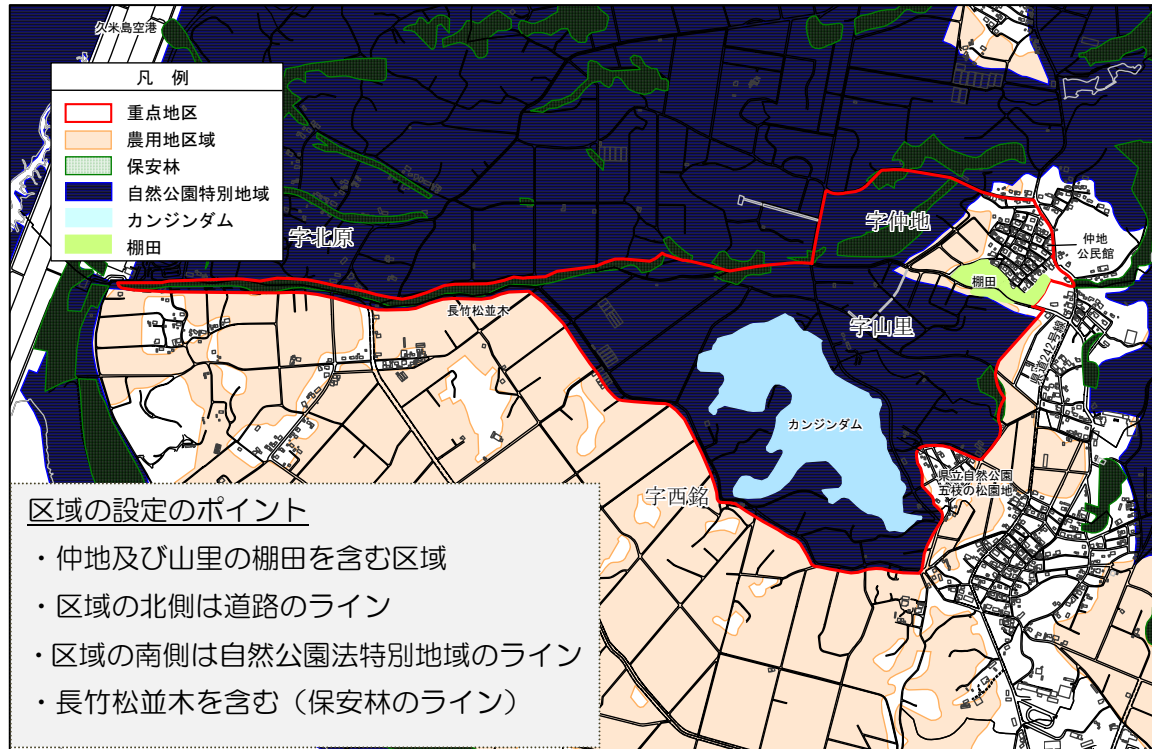


2) 仲地の棚田地区

棚田の景観は、久米島が、かつて稲作が盛んであったことを感じさせる、本町独自の郷愁誘う風景のひとつとなっています。このことを踏まえ、字仲地に残る棚田を保全し、周辺の集落は棚田の景観と調和するよう落ち着いたある景観の形成に努めます。

農地と集落が織りなす農村景観として、仲地の棚田及びカンジダム、さらに長竹松並木を含めた区域を重点地区として位置づけます。

また、当該地区においては、景観農業振興地域整備計画*の策定を検討します。



- ① 棚田の景観を保全・創出します。
- ② 棚田の維持・保全に関する幅広い方策を地域住民とともに検討します。
- ③ 周辺のリュウキュウマツの森等を保全し、緑豊かな潤いある景観を保全・創出します。
- ④ 集落においては、周辺の農地の景観と調和するよう、建物の色彩や素材に配慮します。
- ⑤ 集落から望む農地の景観を保全します。
- ⑥ 水辺環境を保全し、生物の多様性を保持する景観形成に努めます。



3) イーフリゾート地区

イーフリゾート地区は、民宿や飲食店が集積している地区であり、イーフビーチを中心に本町を代表する観光エリアとして重点地区に位置付け、気品あるリゾート地としての景観形成を図ります。地区内を歩いて回る観光客も多いため、沿道には、ハイビスカス等の南国らしさを感じさせる植物を植栽し、リゾート空間を創出します。

また、建築物は大規模とせず、道路と一体となった空間形成に努めます。



- ①建築物は周囲と調和した高さや規模とし、道路と一体となった空間形成に努めます。
- ②建築物の壁面の色彩は、淡い色を使用し、イーフビーチの白い砂浜と調和するよう配慮します。
- ③敷地や沿道には、ハイビスカス等の南国らしさを感じさせる植物を植栽し、リゾート空間を演出します。
- ④建築物の高さは、海への眺望を阻害しないよう配慮します。



4) 奥武地区

奥武地区は、バーデハウス久米島、久米島ウミガメ館などの観光施設が立地し、美しい自然海岸を有する地区です。今後、リゾート地区として観光施設等の建設も想定されることから、自然環境と調和し、規模に合った景観形成を図る地区として、重点地区に位置づけられます。

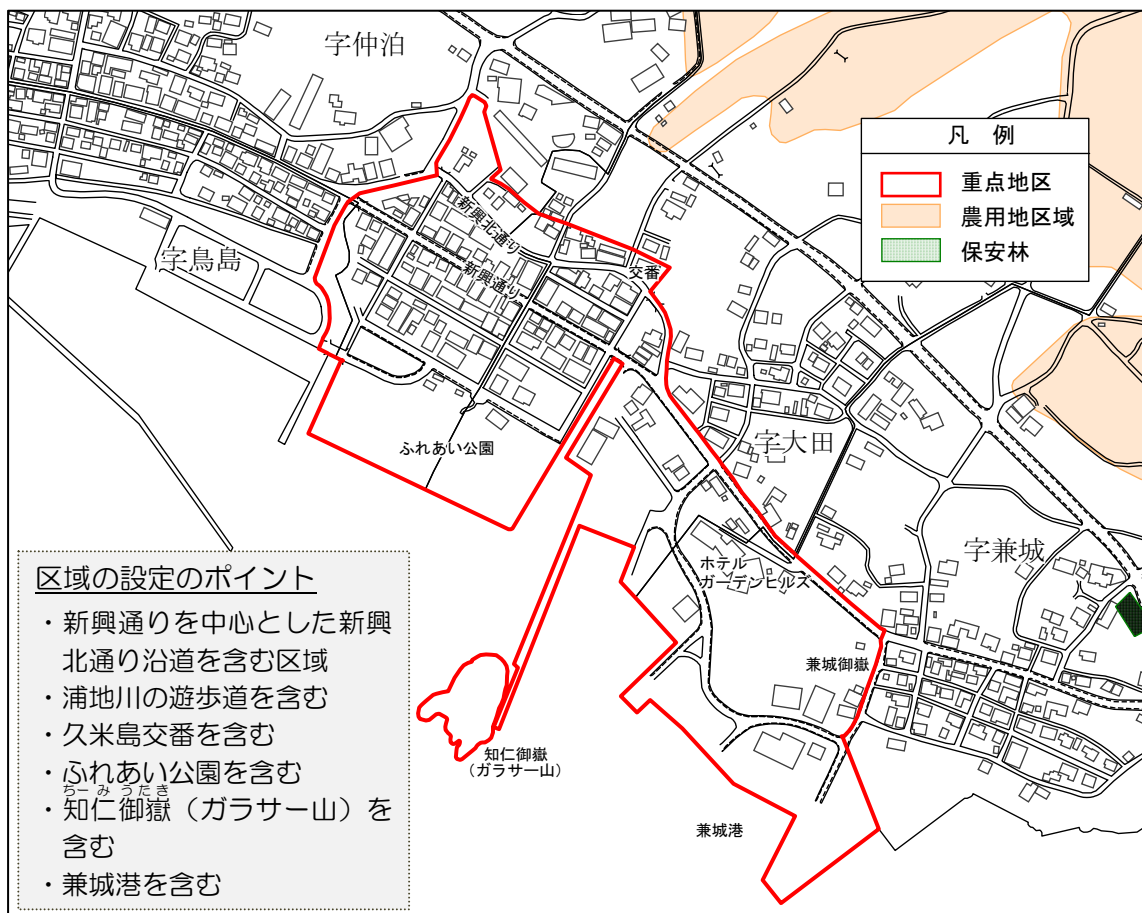


- ①建築物は周囲と調和した高さや規模とし、海への眺望を阻害しないよう配慮します。
- ②特徴的な地形である畳石と自然海岸の保全に努めます。
- ③小規模な島しょ景観と調和した農地の保全に努めます。



5) 新興通り周辺地区

新興通り周辺地区は、商店街や各種店舗が集積し、本町で唯一市街地的な景観が形成されている地区です。今後、新興通りの停車スペースを確保するために道路改築も検討されていることから、本町にふさわしい市街地景観を図る地区として、重点地区に位置づけます。新興通り沿道の店舗・住宅の前面をプランターの設置等により緑化し、潤いある市街地景観の形成を目指します。また、色彩やデザイン、規模は周囲の建築物と調和するよう配慮します。



- ①沿道に花木を植栽することにより、潤いある市街地景観の形成に努めます。
- ②建築物の色彩やデザイン、規模は周囲と調和するよう配慮します。
- ③店舗の壁面、看板、サインの定期的な修復、空き店舗、未利用地の修景を推進します。
- ④無電柱化を促進します。



(2) その他の重点地区候補

その他、選定・抽出フロー案に基づき、重点地区の候補となると考えられる地区を以下に挙げます。

○宇江城岳周辺地区

宇江城岳は、その頂を本町の至る場所から眺めることができるシンボルとして捉えられます。また、宇江城岳の頂上に築かれた宇江城城跡からは、本町の大半を望むことができる重要な眺望点でもあることから、その眺望景観の保全及び山並みの景観に配慮した工作物等の築造の検討が必要です。



【宇江城岳】

○海岸地区

本町は、表情豊かで変化に富んだ海岸線を数多く有しています。沿岸部においては、良好な自然景観の保全及び海岸付近における建築物の規制等が求められます。



【アール浜】

○中央通り地区

人口密度が高く、商店街や各種店舗が集積し、市街地的な景観が形成されている地区です。今後は計画的な都市的景観形成が求められます。



【中央通りの市街地】

○久米島空港周辺地区

久米島空港は、空路で久米島を訪れる観光客が一番最初に降り立つ場所であり、久米島を印象付ける重要な施設のひとつです。今後は、観光振興の側面からも空港及び空港周辺の景観形成が重要です。



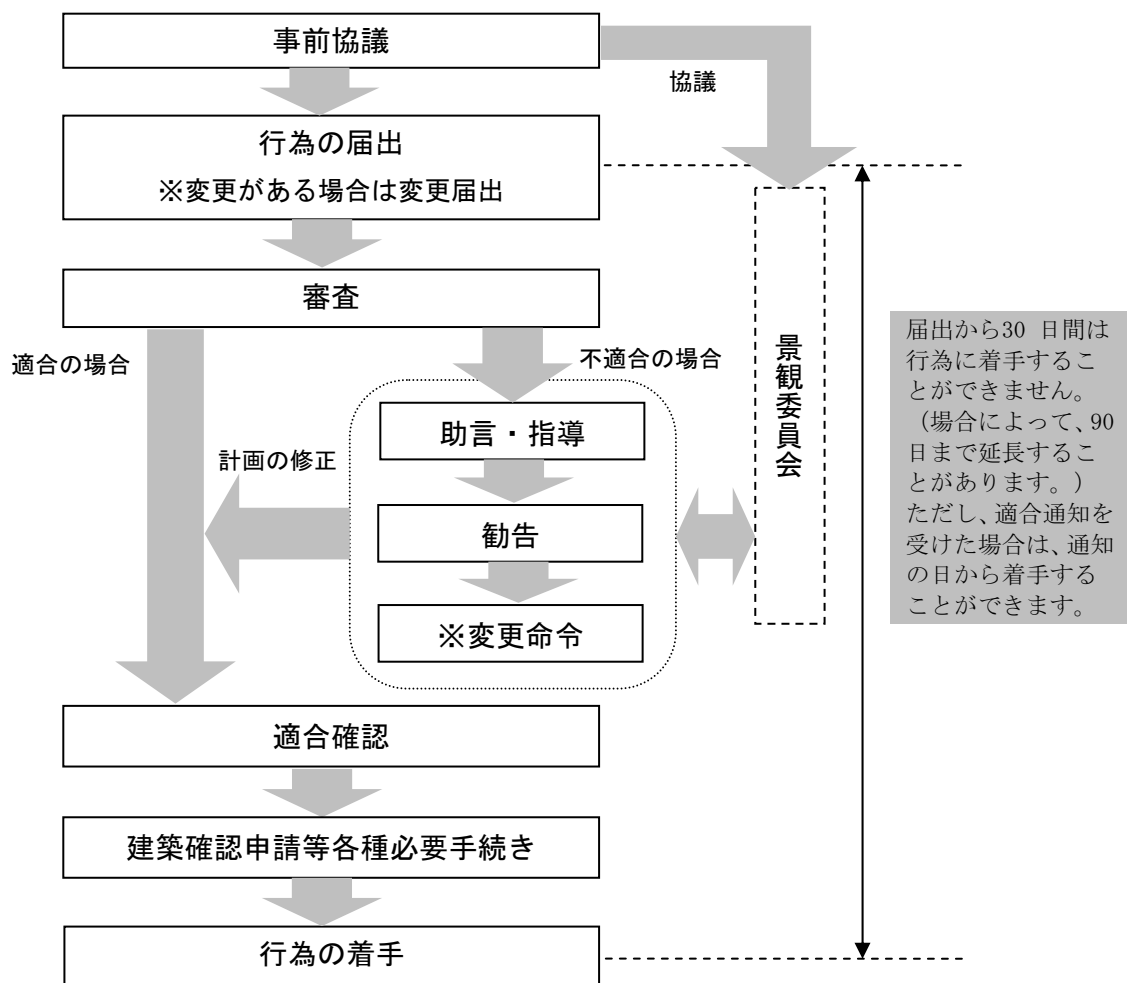
【久米島空港】

第三章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画・景観条例の手続きの流れ

景観法及び景観条例に基づく手続きの概要は、次の表のとおりです。また、次頁以降に届出対象行為、景観形成基準について記載しています。

■景観法及び景観条例に基づく手続きの流れ



※変更命令は特定届出対象行為のうち、建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠(形態意匠)について行うことができる。

※特定届出対象行為とは届出の対象となる行為のうち、以下の2つである。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

2. 届出対象行為

(1) 届出の対象となる行為

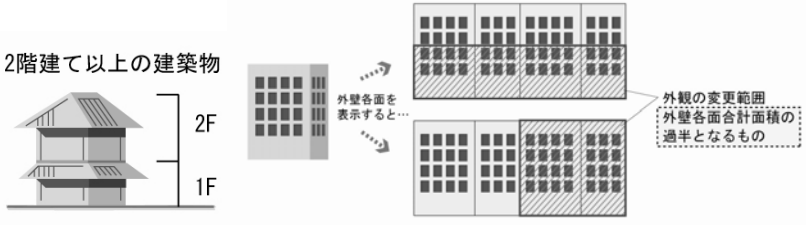
景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為を届出の対象とします。

- 1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 3) 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為
- 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

(2) 届出の対象とする規模

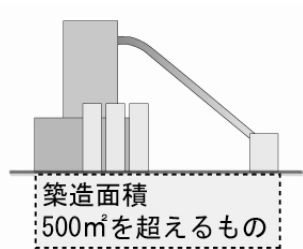
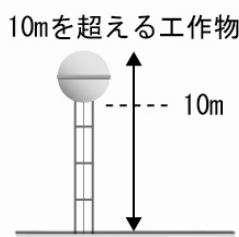
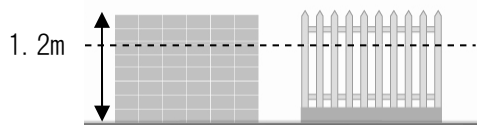
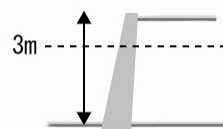
届出対象行為について、届出の対象となる規模は以下のとおりです。

- 1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

対象地区	対象とする規模
全地区共通	<p>①.2階建て以上の建築物の場合 ②.建築物の延べ床面積が200㎡を超える場合 ③.①又は②に該当する建物のうち、外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半となるもの</p> 

2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

対象地区	対象とする規模
全地区共通	<p>①.擁壁その他これらに類するもので、高さが3mを超えるもの</p> <p>②.垣（生け垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもので、高さが1.2mを超えるもの</p> <p>②.彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓、電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するものうち、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）が、10 mを超えるもの、又は築造面積が500㎡を超えるもの</p> <p>③.電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するものうち、高さ（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）が、20mを超えるもの</p> <p>④.①②③に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの</p>



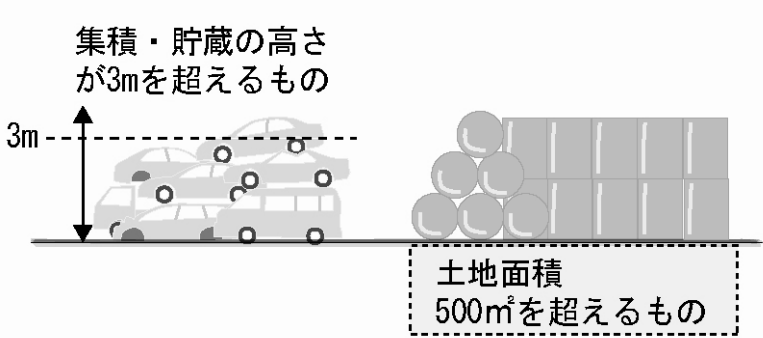
3) 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為

対象地区	対象とする規模
全地区共通	土地の面積が500 m ² を超えるもの

4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

対象地区	対象とする規模
全地区共通	当該行為にかかる土地の面積が500m ² を超えるもの

5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

対象地区	対象とする規模
全地区共通	<p>その集積又は貯蔵の高さが3mを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が500 m²を超えるもの場合</p>  <p>集積・貯蔵の高さが3mを超えるもの</p> <p>3m</p> <p>土地面積 500m²を超えるもの</p>

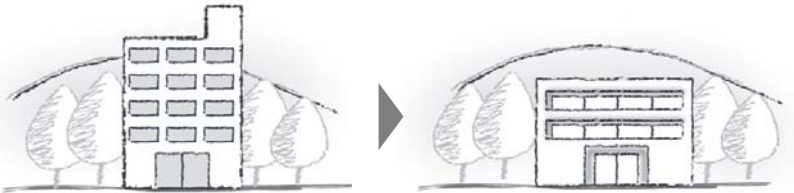
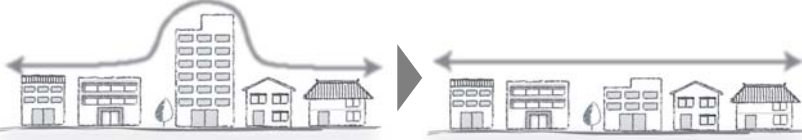
3. 景観形成基準


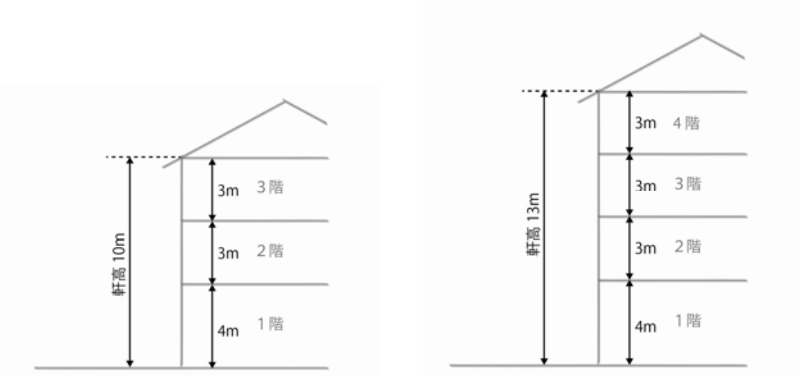
(1) 景観形成基準

届出対象行為に該当する行為を行う際に遵守すべき基準（景観形成基準）を以下のとおり定めます。

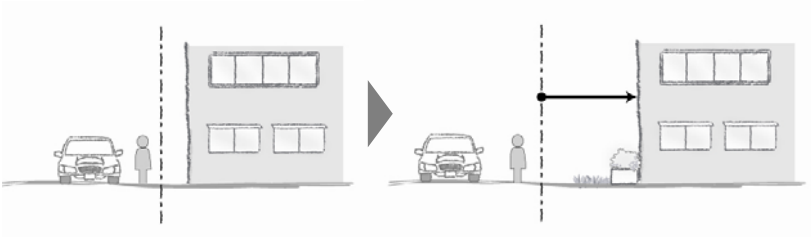
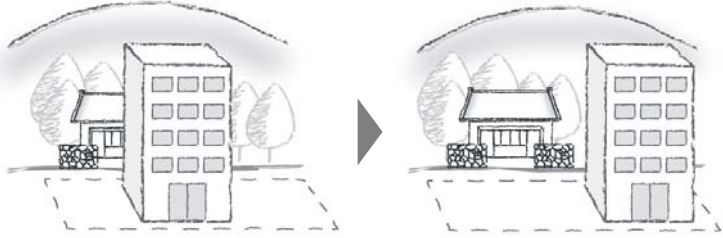
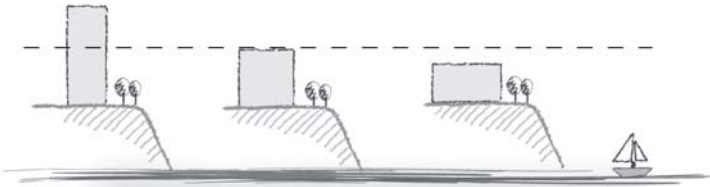
- 1) 建築物および工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

①高さ


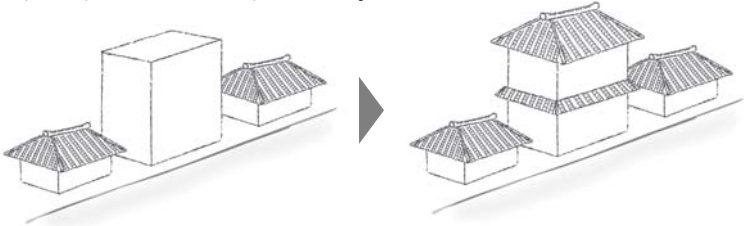
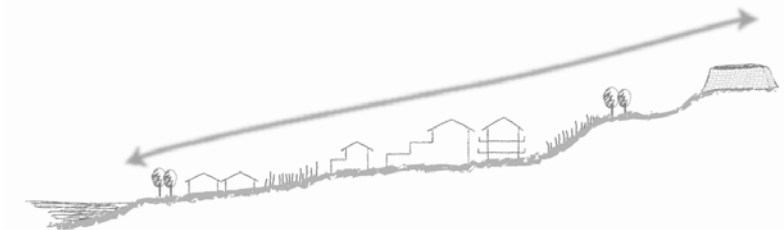
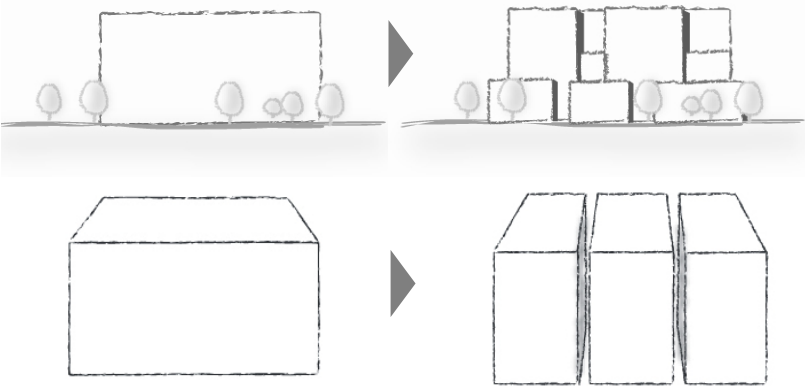
対象地区	景観形成基準
全地区共通	<ul style="list-style-type: none">●背景となる里山の稜線を超えないこと。  <ul style="list-style-type: none">●フクギ屋敷林等の樹木が周辺にある場合は、その高さを超えないこと。●周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。●周辺が低層の住宅地である場合は、街並み（スカイライン*の連続性）を考慮し、同等の高さとすること。  <ul style="list-style-type: none">●敷地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した高さとする。●周辺にランドマークとなるような建造物や大木がある場合は、その高さを超えないこと。

対象地区	景観形成基準
一般地区	<p>●建築物の高さは、13m以下とする。</p> 
美崎地区	●建築物は2階建て以下とする。
仲地の棚田地区	
奥武地区	
イフゾート地区	<p>●A地区内の建築物の高さは、軒高10m以下とする。</p> <p>●B地区内の建築物の高さは、軒高13m以下とする。</p> 
新興通り周辺地区	●建築物の高さは、軒高13m以下とする。

②配置

対象地区	景観形成基準
全地区共通	<p>●建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p>  <p>●周辺にグスクやカー、御嶽等の歴史的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。</p>  <p>●海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。</p>  <p>●道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない高さ及び配置とすること。</p>
仲地の棚田地区	●集落から望む棚田及び海岸への眺望に配慮した配置とすること。
イフリゾート地区	●海への眺望に配慮した配置とすること。

③形態意匠

対象地区	景観形成基準
全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> ●現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。  <ul style="list-style-type: none"> ●伝統的な集落地域においては、周辺と同様の瓦屋根とする、勾配屋根とするなど配慮すること。  <ul style="list-style-type: none"> ●本町の特徴ある緩やかな起伏のある地形に配慮するよう工夫すること。  <ul style="list-style-type: none"> ●建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置等によりボリューム感を軽減し、周辺景観との調和した建築スケールとなるよう努めること。 

④色彩

対象地区	景観形成基準
全地区共通	<p><屋根の色彩></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 極端な高彩度、低明度を避けること。 <p><外壁面の色彩></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いた色彩（マンセル値*：明度 8 以上、彩度 2 以下）を基調とすること。 ※マンセル値については p. 63、64 の『マンセル表色系による色彩表現』で説明しています。 ● 派手な色彩（彩度 10 以上）を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途の場合は見付面積の 10%以内、住宅用途の場合は 5%以内とすること。 ● 自然景観が大部分を占める場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。 ● 背景となるムイ（森）の緑や海の青や農地との調和に配慮すること。 <p><工作物の色彩></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然景観が大部分を占める場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。 ● 背景となるムイ（森）の緑や海の青や農地との調和に配慮すること。
美崎地区	<ul style="list-style-type: none"> ● フクギの緑や久米島石の色彩と調和するような色彩とすること。
仲地の棚田地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の緑や、フクギ、リュウキュウマツ等の葉や幹の色彩と調和するような色彩とすること。
イーフラート地区	<p><外壁面の色彩></p> <ul style="list-style-type: none"> ● イーフビーチの白い砂浜をイメージさせる色彩を基調とすること。
奥武地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 島に育つ樹木の緑や、海の青や白砂の色彩と調和するような色彩とすること。


⑤素材

対象地区	景観形成基準
全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。 ● できる限り、本町又は本県の景観特性を特徴づける地場産材を活用すること。 ● できる限り、耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。

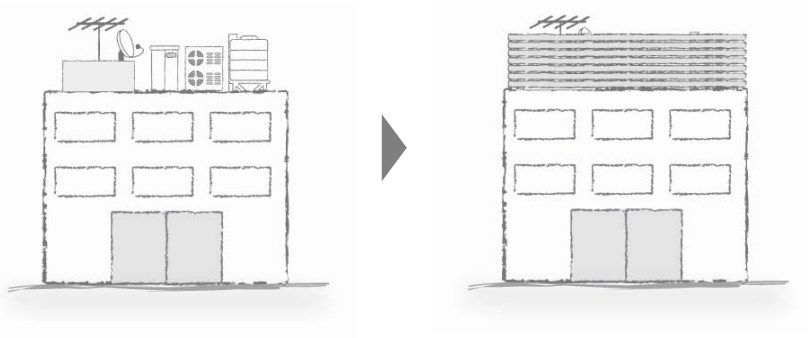
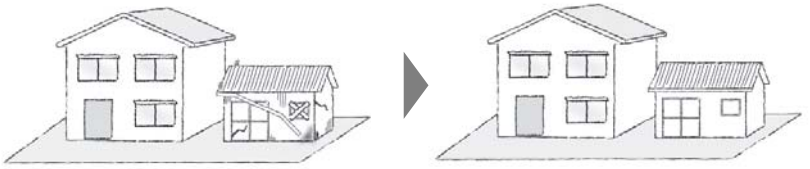
⑥垣・柵

対象地区	景観形成基準
全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> ●フクギ屋敷林等の良好な伝統的な景観が残された地域においては、周辺との調和を図るよう同様の樹木を植栽すること。 ●その他の地域においても、可能な限り生垣とし、ブロック塀とする場合は、1m以下に高さを抑え敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。
美崎地区	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な景観を形成している既存のフクギ等の屋敷林及び石垣は、保全・活用すること。 ●新たに垣を設ける場合は、可能な限りフクギ等の生垣とすること。または、高さを低く抑えた石垣とし、緑化も積極的に行うこと。
仲地の棚田地区	

⑦敷地の緑化

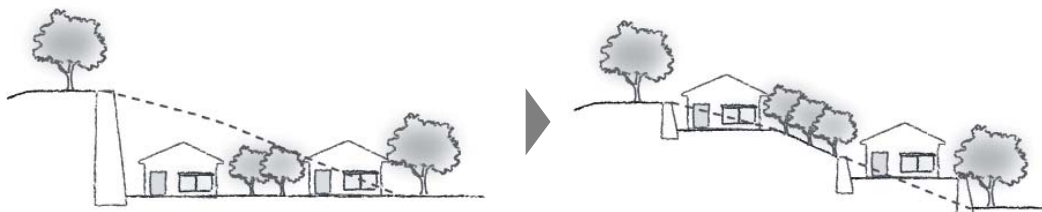
対象地区	景観形成基準
全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるように工夫すること。 ●景観資源となる既存の緑地、フクギやリュウキュウマツ等を保全活用すること。 ●敷地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。 ●大規模な駐車場を設ける場合は、緑化に努めること。 ●できる限り、海岸からの潮風を考慮する等、地域の環境に合った樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 ●墓地は周辺からの景観に配慮し、周辺に植栽を施すなど、緑による久米島らしい景観形成に努めること。
美崎地区	
仲地の棚田地区	
イフリガート地区	<ul style="list-style-type: none"> ●ハイビスカス等の南国らしさを感じさせる植物を植栽し、リゾート空間としての景観形成に配慮すること。
新興通り周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内の緑化に努め、その緑が周囲からも眺められるよう工夫すること。

⑧その他

項 目	景観形成基準
全地区共通	<p>●外壁又は屋上に設ける付属物は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p>  <p>●敷地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、できる限り周辺の景観に調和させること。</p> 

2) 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為

i) 大規模な法面が生じないようにすること。



ii) 擁壁が生じる場合には、自然石や植栽等により周辺景観との調和に配慮すること。

iii) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。



3) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

i) 土石の類の採取の方法が露天掘りではなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の景観に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ii) 採取を終了し、又は休止するときにあつては、当該終了部分又は休止部分について、必要な埋め戻しを行い、かつ、緑化を行うこと。

4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

i) 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における景観に十分配慮すること。

ii) 堆積高さが概ね 3m以下であること。

iii) 堆積物から堆積に係る敷地の境界線までの距離を 3m設けること。

iv) 堆積に係る敷地の外周に沿って、堆積物を遮蔽するに十分な塀又は植栽帯が設けられていること。

v) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、堆積の期間が必要最小限と認められるものであること。

マンセル表色系による色彩表現

本ガイドラインにおいては、日本工業規格（JIS）の標準色としても利用されているマンセル表色系を用います。マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という 3 つの属性で表します。これによって、正確な色彩を表現することができます。

色相

色相とは、色合いを指します。赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の 5 種類の色相を基本色相とし、さらにそれぞれの中間色相として、黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）を加えた 10 色相を基本色相としています。ひとつの色相を 10 分割し、それぞれの色相の中心位置を 5 とし、5R、2.5R のように表します。

また、白・灰色・黒のような色は色相が感じられないので「無彩色」と呼び、色相をもつ色は「有彩色」と呼んで区別されます。無彩色は N（Neutral の記号で表します）。

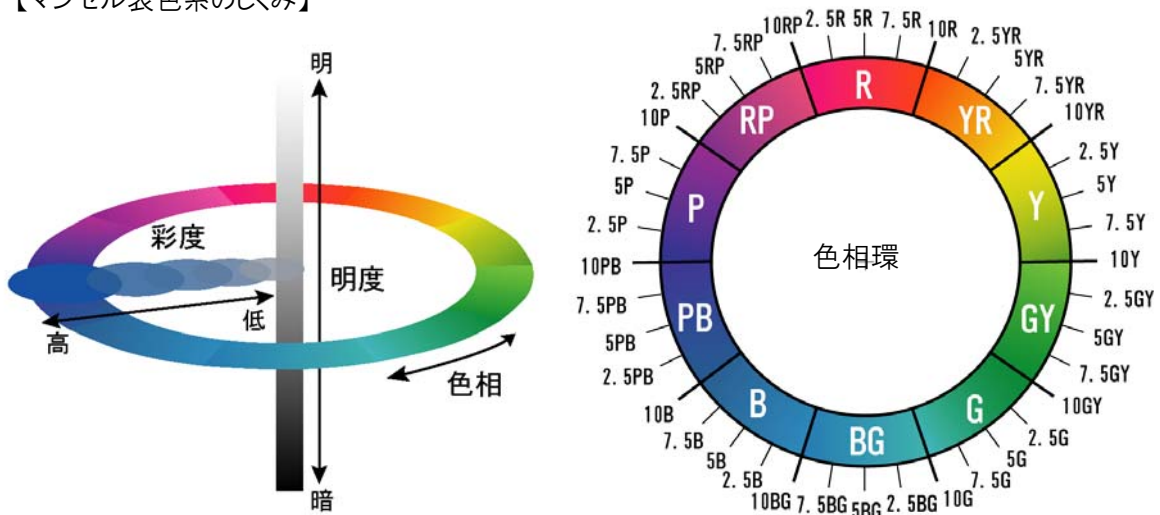
明度

明るさの度合いを 0 から 10 の数値で表したものです。明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度

鮮やかさの度合いを 0 から 14 程度の数値で表したものです。数値が大きいかほど鮮やかな色であることを示します。彩度の最大値は、色相と明度によって異なり、濁りのない純色が最も彩度の高い色とされています。無彩色の彩度は 0 となります。

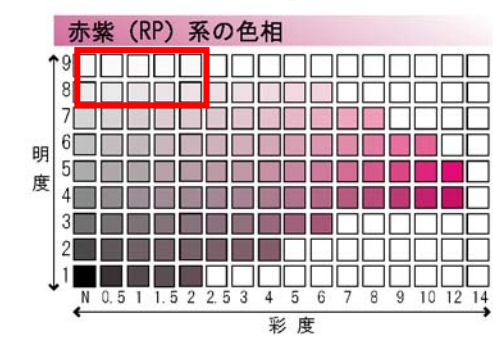
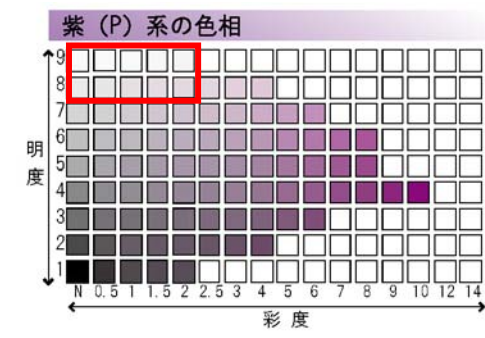
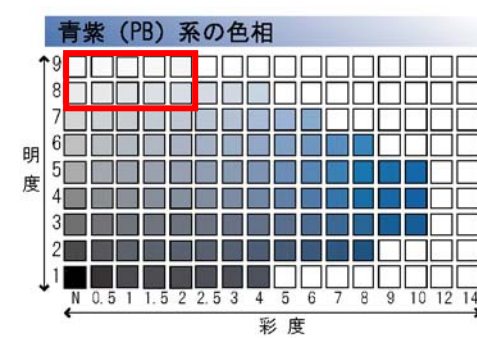
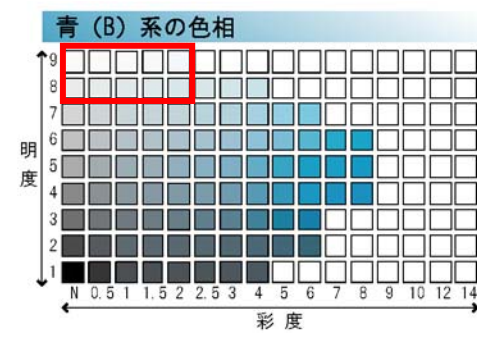
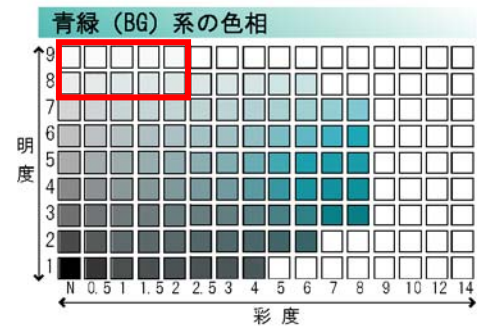
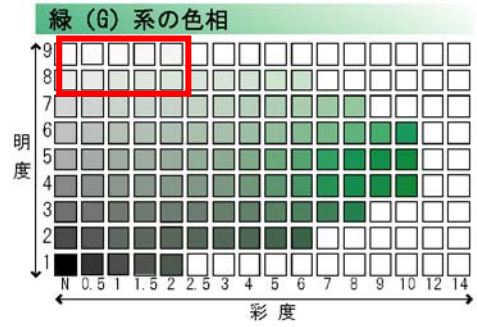
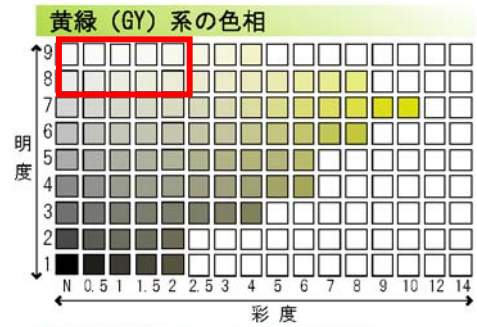
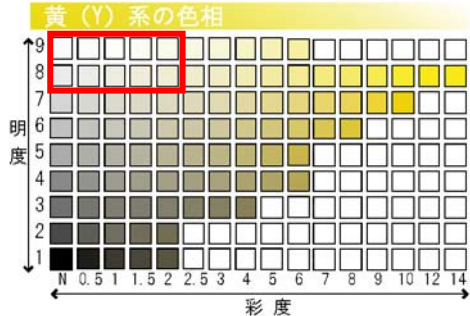
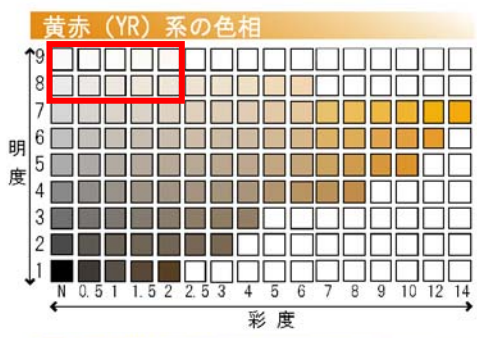
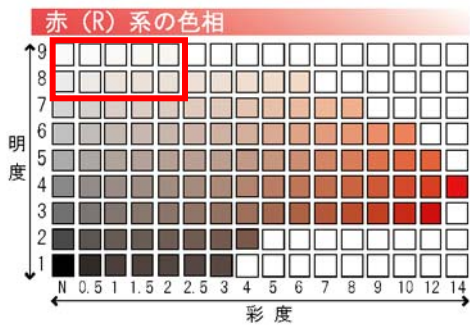
【マンセル表色系のしくみ】




色相が 5R、明度が 9、彩度が 2 の色は、このように表します。



5R 9 / 2
色相 明度 彩度



 : 明度 8 以上、彩度 2 以下の範囲

※これらの色は、印刷による色再現のため実際の色とは、異なります。正確な色は、色票または塗料見本でご確認ください。

第Ⅳ章 良好な景観形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

良好な景観を形成するにあたり、歴史的な建造物や町民から親しまれている建造物・樹木を地域のシンボルとして保全・活用することは、住民が誇りと愛着の持てる景観づくりを行う上で重要な役割を果たすと考えられます。次に示す項目に該当する建造物・樹木については、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物*及び景観重要樹木*に指定します。



【儀間志良堂のコパテイシ】

- ①地域の住民に親しまれ、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置づけにある建造物・樹木
- ②歴史的または文化的価値をもつ建造物・樹木
- ③周辺地域の良好な都市景観・集落景観を特徴づけている建造物・樹木

2. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示及び掲出物件については、賑わいのある雰囲気づくりへの効果を踏まえる必要がありますが、大規模かつ派手な色彩の広告物、一定の地区における集中的な掲出など、今後、屋外広告物の氾濫が本町の景観を悪化させる要因になることも予想されます。そのことから、表示及び掲出に関しては一定の制限が必要であると考えられます。特に、景観重点エリアや準景観地区については、当該景観の特色が阻害されぬよう、適切な制限を行うこととします。

3. 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川等の公共施設については建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等がともに、地域の景観を構成する主要な要素のひとつです。そのため、地域の良好な景観形成において重要な公共施設として認められるものについては、管理者と協議の上、積極的に景観重要公共施設*の指定を推進します。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農地が町の景観形成に与える影響は少なくないと考えられます。そのため、本町の景観形成を図る上で、農業振興との連携が重要となります。景観と調和のとれた営農条件を確保するため、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



【謝名堂の農地】

5. 自然公園法の許可の基準

本町は、県立久米島自然公園（陸域：5,941ha、海域：5,636ha）として久米島全域が指定されています。このため、自然公園法に基づく自然景観の保護と措置を併せ、景観法に基づく良好な景観形成を促進する措置を相互に図りつつ、必要に応じて上乘せの許可基準が定められるよう国、県との連携、調整を行うものとします。



【アール岳】

第Ⅴ章 良好な景観の実現へ向けて

1. 良好な景観のイメージの共有

本町の景観は、様々な要素が重なり合い形成されています。その要素を保全、創出する主体も、行政、事業者及び町民等様々であり、良好な景観を形成していくためには、様々な主体が、共通のイメージをもって取り組む必要があります。

したがって、本計画において示してきた「将来像」や「基本方針」を前提としつつ、今後は、景観条例の運用や、各地域での取り組みの中で、より詳細なイメージを構築する必要があります。また、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通のビジョンを共有できる環境を整えるため、その内容を発信・情報提供し、それぞれが景観形成に係る場面において、話し合いの場を設けながら、より良い景観を形成することを目指します。

2. 各主体の役割

(1) 町民の役割

本町の景観を理解し、誇りを持ち、町民一人ひとりが、本町の景観について考え、景観形成の役割を担っていることを自覚し、景観の質を高めるよう積極的な役割を果たすことが重要です。また、行政が実施する良好な景観形成に関する施策に積極的に協力する必要があります。

(2) 事業者の役割

本町の景観を理解し、景観形成の重要な担い手であることを自覚し、地域の良好な景観形成に向けて自ら努めることが重要です。また、行政が実施する良好な景観形成に関する施策に積極的に協力する必要があります。

(3) 行政の役割

町民や事業者への景観形成に関する情報を積極的に提供し、良好な景観形成に資する取り組みに対して積極的に協力します。次世代を担う子どもたちへ景観形成（美しい島づくり）に関する意識づけを行うことは将来に向けた人材育成につながることから、景観教育に関するプログラムを検討します。

また、国や県と景観形成に関する連携を密にし、協力体制の構築を図ります。

さらに、景観担当部局は、まちづくりや開発関係、農林漁業、観光等の産業振興など庁内関係各課の連携により景観形成へ総合的に取り組む横断的な体制をつくります。

3. 景観づくりの取組み体制

(1) 景観委員会

景観形成を推進するため、景観計画に基づく行為の届出等に係る重要な決定（勧告、変更命令等）を行う景観委員会を設置が求められます。その他、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、準景観地区の指定、景観整備機構の指定等の審議を行うことが想定されます。

(2) 景観協議会、景観整備機構の指定と活用

地域で活動するNPOや公益法人など、地域づくりや景観づくりへの意識の高い団体については、景観整備機構として指定するとともに、行政と町民、事業者等との協働の景観形成に向けて、その活用が求められます。

景観形成イメージ



現状（新興通り）



景観形成イメージモンタージュ（新興通り）

1. 用語の解説

あ

イノー礁池

「干瀬」の内側に広がるサンゴ礁（礁池）。

遠景

遠方の景色。遠くに見える景色。一本一本の樹木のアウトラインは、もはやとらえることができない。空気遠近法の影響で、テクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化も淡くなる。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものこと。

か

近景

近くの景色。一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶりなどの特徴が、視覚的に意味をもつ領域である。自然としての樹木を感じとることができる、それと一体感のもてる親密な領域であるということができる。

景観

「景」は眺める対象を表し、「観」はそれを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す。景観は、自然や集落の姿だけでなく、地域の歴史や文化、風俗等私たちの暮らしに関わるすべてのものから構成される。目に見えるものだけでなく風の音や三線の音、地域の言葉、潮の香りなど五感をもって感じ取れるもの、その地域で生活してきた人々の心の中の風景（心象風景または原風景）も含む。

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中核市、そして都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。→景観計画

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為（条例で追加や限定が可能）ごとの景観形成上の制限内容（景観形成基準）等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。→景観行政団体、屋外広告物

景観重要公共施設

景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）について、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、その整備を景観計画に基づいて行うことができる。→景観行政団体

景観重要樹木

景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。→景観行政団体

景観重要建造物

景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。→景観行政団体

景観地区

特に良好な景観を形成することを目的に、都市計画として市町村が決定する地区のことである。建築物の形態意匠、高さ、壁面位置等について総合的に規制することが可能となる。

景観農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」とは別に、景観と調和のとれた良好な営農条件を図る必要がある場合に、市町村が作成することができる計画。景観農業振興地域整備計画は、市町村の講ずる総合的な農業振興のための施策の一環として策定されるため、景観法が規定する景観計画区域内に位置づけられる一方で、農業振興地域整備計画にも適合しなければならない。

景色

山・野原・川・海など、自然を中心としたながめ。風景。

《類義語》 風光。風致。風色。景観。

さ

自然公園法

自然公園法（昭和32年（1957年）6月1日法律第161号）は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（第1条）として定められた法律。

準景観地区

良好な景観の保全等を目的とし、都市計画区域及び準都市計画区域以外であっても、景観計画が定められている区域において指定することができ、景観地区に準じた景観誘導が可能となる地区指定制度のひとつである。（景観法74条）→景観地区

礁縁（リーフエッジ）

サンゴ礁地形の先端部。

スカイライン

地平線。山や建物などが空を区切って作る輪郭。

総合計画

地方自治法第2条第4項に定められている、自治体の全ての計画の基本となる計画。通常、自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにした基本構想、基本的施策を実現するために必要な施策を示した基本計画、施策について具体的な事業内容や実施時期を明記した実施計画の3つからなる。

た

中景

近くと遠くとの間の、中ほどに見える景色。中間の景色。一本一本の樹木のアウトラインすなわち樹冠は看取できるが、近距離景で見られた一本一本の樹木のディテールは、もはやとらえることのできない領域である。

は

風景

自然・人・建築物などによって形作られる、その場所・場面のようなながめ。けしき。

用例：田園風景 《類義語》 風光。風色。景。景観。光景。

干瀬 (ひし)

干潮時に干出する平らなサンゴ礁の面。

抱護林

抱護とは、造林地内の気象条件(湿度、気温、光)の均衡を保持し、風害・潮害からの保護を意味し、山地にあつては抱護の山、林分にあつては抱護林という。抱護林は、現在の造林地周辺に保残される保護林に相当し、かつては山地だけではなく、農地、集落の周辺にも仕立てられた。

ま

マンセル値

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指します。赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、紫(P)、青紫(PB)、赤紫(R)の10色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを0から10の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを0から14程度の数値で表したもの。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示す。

ら

リーフエッジ

→礁縁(しょうえん)

参考文献

- 三訂 都市計画用語事典(都市計画用語研究会編著)
- まちづくりキーワード事典 第三版(三船康道+まちづくりコラボレーション著)
- 沖縄大百科事典(沖縄タイムス社発行)
- 景観用語辞典(篠原修編著)

2. 久米島町景観計画検討委員会委員名簿

平成 22 年度

	氏 名	所属等
1	大田 治雄	久米島町副町長（委員長）
2	松本 一也	久米島町教育委員長
3	宇江城 久人	久米島町観光協会青年部長
4	高嶺 悟	久米島町商工会事務局長
5	大田 哲也	久米島町建設業協会会長
6	糸数 要	久米島町区長会長
7	上江洲 均	久米島文化センター名誉館長
8	服部 敦	中部大学中部高等学術研究所教授
9	大道 弘	沖縄県農協久米島支店副支店長
10	佐藤 直美	久米島ホテルの会事務局
11	松山 悦子	久米島町婦人会会長
12	大城 良乃	久米島町青年団協議会役員

平成 23 年度

	氏 名	所属等
1	大田 治雄	久米島町副町長（委員長）
2	儀間 周倫	久米島町教育委員長
3	糸数 要	久米島町区長会長
4	上江洲 均	久米島博物館名誉館長
5	服部 敦	中部大学中部高等学術研究所教授
6	松山 悦子	久米島町婦人会会長
7	高嶺 悟	久米島商工会事務局長

久米島町景観計画

平成 24 年 3 月

久米島町 プロジェクト推進室
〒901-3193 久米島町字比嘉 2870 番地
TEL:(098)985-7122
FAX:(098)985-7080

編集協力：株式会社 国建

